

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

1 日時

平成 31 年 2 月 27 日（水曜日）

午前 10 時 0 分開会、午後 2 時 19 分散会

（うち休憩 午後 0 時 8 分～午後 1 時 0 分）

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

赤坂担当書記、羽澤担当書記、鈴木併任書記、千葉併任書記、工藤併任書記

6 説明のため出席した者

上田農林水産部長、阿部技監兼林務担当技監、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、千葉農村整備担当技監、
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、岩渕漁港担当技監、千葉競馬改革推進室長、
及川理事心得、菊池参事兼団体指導課総括課長、多田参事兼農村計画課総括課長、
照井農林水産企画室企画課長、山本農林水産企画室管理課長、
関口団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、
藤代農業振興課総括課長、中村農業振興課担い手対策課長、
菊池農業普及技術課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、
伊藤農村建設課総括課長、菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、
村上特命参事兼畜産課振興・衛生課長、大畑林業振興課総括課長、
橋本森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、久慈森林保全課総括課長、
森山水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、佐々木漁港漁村課漁港課長、
小上競馬改革推進室特命参事、小原県産米戦略室県産米戦略監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

（1）議案の審査

ア 議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第3項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第3項 農林水産施設災害復旧費

第3条第3表中

1 追加中 2

2 変更中 1 及び 2

イ 議案第82号 平成30年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）

ウ 議案第83号 平成30年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）

エ 議案第84号 平成30年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

オ 議案第95号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

カ 議案第96号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて

キ 議案第105号 田老漁港海岸機械設備災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ク 議案第106号 大沢漁港海岸防潮堤（第6工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ケ 議案第111号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費、第 3 項農林水産施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費第 3 項農林水産施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 2、2 変更中 1 及び 2、議案第 82 号平成 30 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 83 号平成 30 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 84 号平成 30 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 95 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第 96 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上 6 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 農林水産部関係の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案（その 3）の冊子の 1 ページをお開き願います。議案第 80 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）ですが、7 ページをお開き願ひまして、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は、6 款農林水産業費の補正予算額 51 億 5,910 万円の増額のうち県土整備部所管の 460 万 2,000 円の増額を除きました 51 億 5,449 万 8,000 円の増額と、9 ページをお開き願ひまして、11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 33 億 2,531 万 3,000 円の減額を合わせまして、総額 18 億 2,918 万 5,000 円の増額であり、その内訳は増額の合計が 102 億 4,646 万 6,000 円、減額の合計が 84 億 1,728 万 1,000 円であります。今回の補正予算では、国の補正予算に対応し、国庫支出金の追加内示によります予算を計上するとともに、事業費の確定等に伴う所要額の補正を行おうとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業別の金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事業を中心に簡潔に御説明させていただきます。

予算に関する説明書の 134 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、1 項農業費ですが、1 目農業総務費は 1 億 7,146 万円の減額で、その主なものは農業委員会運営費補助やいわて 6 次産業化ネットワーク活動推進事業費で、事業費の確定等によるものでございます。

135 ページに参りまして、2 目農業金融対策費は 2 億 484 万 5,000 円の減額で、その主なものは説明欄下から四つ目、農業経営改善促進資金貸付金など農業関係貸付金の融資実

績の確定等によるものでございます。

3目農業改良普及費は1億7,543万3,000円の減額で、その主なものは説明欄一番下のいわてニューファーマー支援事業費で、農業次世代人材投資資金の交付対象者数の確定などによるものでございます。

136ページをお開き願ひまして、4目農業振興費は3億5,407万5,000円の減額で、その主なものは説明欄上から六つ目の農業経営基盤強化促進対策事業費で、農地の借り入れ面積の減に伴う集積協力金の減額などによるものでございます。説明欄下から三つ目、経営体育成支援事業費補助は、国の補正予算に対応いたしまして、担い手の育成確保と農地の集積、集約化を行う経営体に対し、農業用機械や施設の導入に要する経費を補助しようとするものでございます。

137ページに参りまして、5目農作物対策費は5億1,162万3,000円の減額で、その主なものは説明欄一番下の強い農業づくり交付金、生産技術高度化施設や集出荷貯蔵施設といった農業関係施設整備に係る事業要望の取り下げや、事業計画の変更等があったことによるものでございます。

6目畑作振興費は4億8,314万9,000円の減額で、その主なものは説明欄一番下のいわて型野菜トップモデル産地創造事業費で、事業費の確定によるものでございます。

138ページをお開き願ひまして、7目植物防疫費は116万6,000円の減額で、病虫害防除対策に係る指導等に要する経費の確定によるものでございます。

139ページに参りまして、10目農業研究センター費の8,218万8,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであり、11目農業大学校費は101万1,000円の増額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものでございます。

141ページをお開き願ひまして、2項畜産業費でございます。1目畜産総務費の1,820万8,000円の減額は、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものでございます。

2目畜産振興費は5億6,082万3,000円の増額で、この主なものでございますが、説明欄下から二つ目、畜産競争力強化整備事業費補助で、国の補正予算に対応いたしまして、畜産経営の競争力強化と収益向上を図るため、畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体に対し、家畜飼養管理施設等の整備に要する経費を補助しようとするものでございます。

142ページをお開き願ひまして、3目草地対策費は282万9,000円の減額で、説明欄二つ目の農業基盤整備促進事業費補助に要する経費の確定等によるものでございます。

4目家畜保健衛生費は311万円の減額で、その主なものは説明欄一番下の家畜伝染予防費に要する経費の確定等によるものでございます。

143ページに参りまして、5目農業研究センター費は1,859万3,000円の減額で、畜産研究所及び種山畜産研究所の管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

144 ページをお開き願います。3 項農地費であります。1 目農地総務費は 1,744 万 2,000 円の増額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

2 目土地改良費は、補正額 66 億 1,967 万 6,000 円の増額のうち、当部の所管に係る補正予算額は 66 億 1,507 万 4,000 円の増額でございます。説明欄四つ目、農道整備事業費、その下の経営体育成基盤整備事業費及びその下の中山間地域総合整備事業費等は、国の補正予算に対応いたしまして、圃場の大区画化や農業用排水路、農道などの基盤整備に要する経費を増額しようとするものであり、その他の事業につきましても、国庫補助金の交付決定等により所要額の整理をしようとするものでございます。

145 ページに参りまして、3 目農地防災事業費は 7 億 844 万 8,000 円の増額で、説明欄二つ目、農村地域防災減災事業費及び五つ目の農村災害対策整備事業費は、国の補正予算に対応いたしまして、農業用排水施設の整備や保全対策を行うとともに、事業費の確定等によるものであります。

146 ページをお開き願ひまして、4 目農地調整費は 889 万 4,000 円の減額で、事務費の確定等によるものでございます。

147 ページに参りまして、4 項林業費であります。1 目林業総務費は 1 億 4,779 万円の減額で、その主なものは一般会計から県有林事業特別会計への繰出金の確定によるものであります。

2 目林業振興指導費は 1 億 2,326 万 4,000 円の減額で、その主なものは 148 ページをお開き願ひまして、説明欄中ほど、いわての森林づくり推進事業費で、針葉樹と広葉樹の混交林化に係る森林の整備面積の確定等によるものや、その二つ下、原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金は貸付実績の確定等によるものであります。説明欄下から二つ目、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費補助は、国の補正予算に対応いたしまして、木材製品の競争力強化を図る合板、製材、集成材等の向上に低コストで安定的に原木を供給するための間伐材の生産及び路網整備に要する経費を補助しようとするものでございます。

3 目森林病虫害等防除費の 1,497 万 5,000 円の減額は、松くい虫等防除事業費の確定等に伴うものでございます。

149 ページに参りまして、4 目造林費の 1 億 7,146 万 1,000 円の増額は、森林整備事業費補助で、国の補正予算に対応し事業費を増額しようとするものでございます。

5 目林道費の 7,521 万 5,000 円の増額は、林道整備事業費で国の補正予算に対応するとともに、事業費の確定等により所要額の整理をしようとするものであります。

150 ページをお開き願ひまして、6 目治山費は 641 万 9,000 円の増額で、治山事業費において国の補正予算に対応するとともに、事業費の確定等によるものでございます。

151 ページに参りまして、7 目林業技術センター費は 628 万 2,000 円の減額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

153 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業総務費は 3,237 万

1,000 円の減額で、これは沿岸市町村が復興交付金基金事業で宅地造成した土地の財産処分など、復興工事に係る国庫返還金の確定等によるものであります。

2 目水産業振興費は 3 億 6,226 万 7,000 円の減額で、その主なものは 154 ページをお開き願ひまして、説明欄中ほど、さけ、ます増殖費で、親魚確保経費など、さけ・ます放流事業の事業費の確定等によるほか、説明欄下から三つ目、強い水産業づくり交付金事業費では、荷さばき施設の整備について事業要望の取り下げがあったこと等によるものでございます。

3 目水産業協同組合指導費は 971 万 3,000 円の減額で、漁業近代化資金利子補給等の事業費の確定によるものでございます。

4 目漁業調整委員会費の 358 万 2,000 円の減額と、155 ページに参りまして、5 目漁業調整費の 224 万 5,000 円の減額は、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものでございます。

6 目漁業取締費の 112 万 7,000 円の減額は、漁業取締船代船建造費の設計委託料の確定等によるものでございます。

156 ページをお開き願ひまして、7 目水産技術センター費の 9,501 万 8,000 円の減額は、管理運営費で平成 28 年台風第 10 号により被災した県営県北ふ化場の解体撤去に要する経費の確定等によるものであり、8 目内水面水産技術センター費の 1,235 万 2,000 円の減額は給水配管工事や人件費など管理運営に要する経費の確定によるものでございます。

157 ページに参りまして、9 目漁港管理費の 1,163 万 3,000 円の減額は漁港の維持管理等に要する経費の確定によるものでございます。

10 目漁港漁場整備費は 1 億 4,121 万 3,000 円の減額であります。説明欄四つ目、海岸高潮対策事業費は、東日本大震災津波により被災した防潮堤や水門等の海岸保全施設の整備に要する経費を増額しようとするものであり、158 ページをお開き願ひまして、説明欄二つ目、漁業集落防災機能強化事業費補助では、市町村が行う復興交付金基金事業の実施状況を踏まえ、減額しようとするものでございます。

次に、大きく飛びまして 206 ページをお開き願ひます。11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費の 7 億 461 万 9,000 円の減額及び 2 目林道災害復旧費の 17 億 3,027 万 5,000 円の減額は、過年災害復旧事業費や平成 30 年災害復旧事業費の確定等によるものであります。

207 ページに参りまして、3 目治山災害復旧費の 4,599 万 1,000 円の減額、5 目漁業用施設災害復旧費の 2,008 万 8,000 円の減額及び 6 目漁港災害復旧費の 8 億 2,434 万円の減額は、東日本大震災津波等の過年災害復旧事業や平成 30 年災害復旧事業費の確定等によるものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 3）の冊子に戻っていただきまして、13 ページをお開き願ひます。第 2 表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は 13 ページから 16 ページまでの 6 款農林水産業費のうち県土整備部所管の 2,703 万 7,000

円を除きました 274 億 5,300 万 9,000 円及び 21 ページから 22 ページにかけましての 11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費の 144 億 4,627 万 1,000 円の計 418 億 9,928 万円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。これは、国の補正によるもののほか、計画調整などに不測の日数を要したため、年度内完了が困難になったことなどによるものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。24 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正の 1 追加についてでございますが、事項欄 2 の治山事業が当部の所管であり、これは平成 30 年度から翌年度にわたって施工される工事等に係るもので、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、25 ページをごらんいただきまして、2 の変更の表でございますが、当部所管に係るものは、事項欄 1、農村地域防災減災事業及びその下の漁港災害復旧事業で、これは平成 30 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、工事施工計画の変更に伴い限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。33 ページをお開き願います。議案第 82 号平成 30 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 3,288 万 9,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 37 億 3,666 万 9,000 円とするものであり、事業費の確定等に伴い補正しようとするものでございます。

36 ページをお開き願いまして、第 2 表繰越明許費であります。これは県有林事業特別会計の県行造林造成事業、模範林造成事業及び公営林造成事業をそれぞれ翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

37 ページをごらんいただきまして、議案第 83 号平成 30 年度岩手県林業木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 2,598 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 859 万 1,000 円とするものであります。これは、貸付金、償還金の確定等に伴い補正しようとするものでございます。

40 ページをお開き願います。議案第 84 号平成 30 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 40 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9 億 8,180 万 5,000 円とするものであります。これは、資金の運用益の確定等に伴い、補正しようとするものでございます。

次に、予算以外の議案につきまして御説明申し上げます。79 ページをお開き願います。議案第 95 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございますが、これはかんがい排水事業ほか 8 事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものでございます。

次に、85 ページをお開きいただきまして、議案第 96 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてでございますが、これは基幹水

利施設ストックマネジメント事業の建設事業に要する経費の一部を受益町に負担させようとするものであります。

以上で予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木朋和委員 まず、予算に関する説明書の137ページのいわて型野菜トップモデル産地創造事業費についてお伺いをしたいと思います。4億6,000万円余の減額補正ということで、今までの一般質問の中でも、今後採択に向けた準備が進んでいるということでもありましたし、今年度は採択には至らなかったが、今後ふえていくということで期待をしておりますので、現状を改めて御説明をいただきたい。

また、一般質問の中で、生産者からすると、補助率は高いのだけれども、全体を含むと2分の1ぐらいの補助という発言もあったと思っております。私も生産者の方からお聞きをしているのですが、一方で県では補助の内容も変更しながら拡充していると思うのですが、拡充の現状と、また拡充したことによって、生産者の感覚として補助率は上がった形で受けとめられているのか伺います。

○菊池農産園芸課総括課長 いわて型野菜トップモデル産地創造事業についての御質問でございます。

県では、本年度創設したこの事業の推進に向けまして、県内各地でキャラバンを実施して事業の周知や掘り起こしを行ってきたところでございます。そうした結果、平成30年度の取り組みとしては、奥州市のネギについて、新たな野菜販売額1億円の産地を目指して、その規模拡大に必要な機械、施設の整備がされたほか、盛岡市と花巻市でミニトマト、一戸町で大玉トマトの施設栽培について、単収を飛躍的に向上させる環境制御装置の導入が実現したところでございます。

委員御指摘のとおり、一部でパイプハウスの建設費について、国の補助事業では補助対象外としております。建設にかかる費用は事業者の負担がありましたが、その後パイプハウス以外に、トマトを高く栽培するときに使われる耐候性ハウス、低コスト耐候性ハウスといいますが、これは鉄骨ハウス並みの強度を持ち、風や雪に強く、鉄骨ハウスの7割程度の経費で導入できるというものです。これを平成30年度事業では計上していなかったのですが、これまでのパイプハウスの標準事業費、1ヘクタール当たり7,600万円を1ヘクタール当たり2億円と、建設費がかさむものですから、今後リースで低コスト耐候性ハウスを導入する場合に限りまして、事業費の上限の見直しをしたところでございます。

これを受けて、トマト栽培をしようとする方々から、低コスト耐候性ハウスを使った事業導入の相談が寄せられております。こうした見直しをしながら、平成31年度に向けましては、現在土地利用型では県央部のニンニク、県南部のタマネギ、奥州市のネギ、こういったものが平成31年度に向けて事業の調整に入っておりますし、ハウスでは県南部のトマト、ピーマン、それから先ほど申し上げました環境制御装置により単収を飛躍的に伸ばそ

うとする取り組みについては、県北と沿岸から相談が来ており、事業の導入について調整を進めております。

○**工藤勝子委員** 経営体育成基盤整備事業についてお伺いいたします。東北の中でも、岩手県の整備率は非常に低いことから、これをどんどん進めてほしいと思いますが、やはり予算の関係があると思っています。現在整備されている箇所数、進捗状況をまずお聞きします。

○**伊藤農村建設課総括課長** 経営体育成基盤整備事業の概要とその実施状況について御説明申し上げます。委員御指摘のとおり、本県の水田整備率は、平成 28 年度末現在で 52% と全国平均に比べ 13.3 ポイント低い状況です。また、東北平均に比べても 14.7 ポイント低い状況で、これを打開するために、予算の獲得を進めているわけですが、平成 30 年度におきましては、県内 15 市町村において、41 地区実施しております。そうした中で、県予算、通常予算の平成 30 年度現計でありますが、31 億 7,000 万円、面積にしまして 47 ヘクタール、また暗渠排水は 29 ヘクタールを実施しております。

今般の補正予算により、区画整理面積がふえ、補正を含めた面積になりますと、区画整理が 220 ヘクタール、暗渠排水が 250 ヘクタールを実施する予定でございます。

○**工藤勝子委員** 大きい基盤事業なわけですけれども、中山間地域で小規模でも担い手に農地を集積するために、整備をやりたいというところがどのくらい手を挙げているのですか。遠野市でも手を挙げているところがあるわけですが、その箇所数はどのくらいあって、今後計画的にどのくらい整備を進めようとしているのか、わかりましたらお願いいたします。

○**村瀬企画調査課長** 平成 30 年度におきまして、圃場整備の実施を目指して計画調査を実施している地区につきましては 38 地区でございます。この 38 地区のうち中山間地域に類するところは 34 地区でありまして、今後その 34 地区が取り組んでいくということとなっております。

○**工藤勝子委員** 34 地区という話もあるわけですが、整備にはどのくらいの予算があったらできるのかということと、それから何年ぐらいかかるかということです。決まる前に聞いたときは、まず 10 年は待ってもらおうという話がありました。基盤整備をしようと申し込んでいる人たちの年齢はどのくらいかというと、60 歳代の人たちなのです。そういう人たちは 10 年後 70 歳になって、自分たちが生きているうちに基盤整備ができるのかということが言われています。計画的に進めていかなければならないと思うのですが、大体このぐらいの地区で基盤整備が終わる年数はどのくらいと捉えていますか。

○**村瀬企画調査課長** 経営体育成基盤整備事業につきまして、平成 25 年度から平成 29 年度の過去 5 年間に完了した経営体育成基盤整備事業の事業期間の実績、平均値を申し上げますと、11 年かかっております。事業計画における標準工期は、実際には 6 年間の 2 倍程度かかっている状況でございます。

県としましては圃場整備の推進に向け、予算の確保が非常に重要であると考えておりま

す。国への予算要望活動、そういったものを頻繁に行っておりまして、予算の増額に努めているところでございます。引き続き圃場整備が推進されますように、予算の確保にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 申し込まれている件数があるわけですがけれども、申し込んだ順番に採択されているのでしょうか。例えば優先順位があつて、申し込みがちょっとおくれた場合、先に採択されていくことがあるのでしょうか。

○**村瀬企画調査課長** 圃場整備の実施に向け、計画調査を実施している地区につきましては、その地域の営農ビジョンの実現に向けた事業計画の策定を行っていくわけでありますが、地区の採択の順番に当たりましては、明確に順番を決めているということはありません。事業計画の内容が地域の営農ビジョンの実現に向けて、どれだけ確かなものであるのか、そういった観点で、熟度が高まってきているのかというところを見ながら、事業計画の策定が整った段階で順次採択をしていくという考え方でありまして、地域の皆様と話し合いを進めながら、地域の営農ビジョン実現に向けて確かな事業計画になったという段階で、採択をしていくという考え方でございます。

○**工藤勝子委員** 国のＴＰＰ関連対策として入ってきているお金がありますが、これは、今年だけではなくて何年も前から来ていたはずですよ。そういう中において、岩手県の農林水産業にどのくらいのＴＰＰ関連の予算が入ってきているのですか。

○**照井企画課長** ＴＰＰ関連予算でございます。国の２月補正予算と、繰り越す分があり、本県にはＴＰＰ関連対策で、平成３０年度の当初予算案におきまして１３３億円ほどを盛り込んでいくということでございます。

○**工藤勝子委員** １３３億円補正で入ってきて、それをどういう事業に振り分けていくのかもあらうと思いますけれども、今後このＴＰＰ関連予算は、何年ぐらい続くと県は予想されているのか。この対策事業費というのも多分終了すると思います。今後の見通しをどのように立てられているのか、来年度も継続するのか、もう少し増額があるのか。

東北各県と比べたときに、岩手県のＴＰＰ関連予算は、比較できますか。例えば青森県や秋田県にはどのくらい措置されているのか、そういう比較などはしてみたことはないでしょうか。

○**照井企画課長** ＴＰＰ関連予算につきましては、国のＴＰＰ等関連政策大綱に基づいて予算措置されていまして、これまで補正予算で対応しております。それで、国のほうでも何年までとは言っておりませんが、県としてはＴＰＰ関連対策に対する農林水産業への影響が懸念されることから、万全の対策を講じるよう、機会あるごとに要望させていただいております。

それから、東北各県との比較でございますが、そういう計算をしたことは今までございません。

○**工藤勝子委員** 比較するものでもないと思いましたがけれども、改めて他県には措置されているのかを聞いてみたところでありました。

今後もうこういう形で国からの大きな予算を獲得して、岩手県の農業を推進していこうというわけでありますけれども、ＴＰＰ関連の予算の獲得に向けて、農林水産部としてどのように国にお願いしながら岩手県の農業を進めようとしているのかを部長に最後お聞きしたいと思います。

○上田農林水産部長　ＴＰＰ関連予算の確保でございますが、本県農業、特に国際貿易関係ルールが変わりまして、影響があるのではないかとということで、そういったところは懸念を持っているところでございます。事あるごとに、機会を捉えまして、国のほうに私も出向きまして、予算の確保について強く、本県の事情等を御説明した上で御理解いただきながら、特に生産基盤整備がおこなわれているという状況、さらには被災地であるという特殊事情もございます。正確に御理解をいただきながら、予算の獲得について取り組みをしてまいったところでございます。

今後とも、国に対して必要な予算、それから本県への配分について、強く求めてまいりたいと思っておりますし、これをもって本県の農業の生産に対しての体質の強化について重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員　三つお伺いいたします。

一つ目は、今の基盤整備の話なのですが、我々も農林水産省から自民党の二階幹事長のところに強くお願いしておりました。それで、実際現場では入札不調や、それから基盤整備をやる業者が少ないという話を聞いております。そこで、県はどのぐらい把握しているのかお聞きします。基盤整備にかかわる入札不調について、どういうことを捉えられているのか。これは営農が伴うので、時期がずれると１年おくれたりするということなのです。

あと業者の関係なのですけれども、県内の普通建設や土木工事の業者ではできない工事という話もあって、手を上げる場合には基盤整備をやってくれる業者を他県からも確定してから進めなければならないという話も聞くのですが、県としてはどのように捉えていらっしゃるのかお聞きします。

○村瀬企画調査課長　農業農村整備事業関係工事における、平成３０年度の入札不調の状況につきまして御説明させていただきます。平成３１年１月末までに入札を行った件数は全１５３件となっております。そのうち４７件が入札不調となっております、割合としては３１％という状況となっております。

入札不調の主な要因としましては、今委員がおっしゃられましたように業者の関係で、労働者及び技術者が不足していること、工事が集中する時期におきまして、地理的、地形的に施工条件が不利な中山間地域の工事よりも条件のよい工事に、優先されてしまうといった事情があると考えております。

そういった状況を踏まえ、労働者及び技術者が不足していることへの対応としましては、まず入札不調があった場合、あるいはその予防的なこととして、発注ロットを大きくする。業者としては、しっかり採算が上がる規模はありますので、発注ロットの大型化を考えていく。

また、施工時期について、幾つかの工事が重なりますと、業者としてもどれかを選ぶという話になってしまいますので、施工時期の平準化、そういったことも考えているところでございます。

また、工事の実施に当たりまして、工事現場の工事の効率化、省力化といったところも業者の施工性を考えて、県としても配慮する必要があると思っております。その一つとして、業者から要望がありますコンクリート構造物のプレキャスト化、具体的にはコンクリートを現場で打つのではなくて工場で施工して、それを二次製品として持ってきて組み立てるといった効率化を図るといったことに取り組みながら対応してまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員 せっかくの予算がそういうことで執行できないということでは非常に残念だと思うのです。業者に言わせると、安定した発注があるわけではないので、技術者、労働力ということが確保できないという話であります。一度大きく基盤整備の費用が半分以下に減らされた時期もありました。

それから、今後この予算がいつまで続くのかという心配もあり、業者としても入札に参加しないということもあります。ただ、153 件中 47 件の入札不調というのは、これはやはり大きいほうだと思いますので、ぜひ業者の声も聞きながら、いい形でスムーズな施工に取りかかれるように、さまざまな場面で御支援いただきたいと思います。

次に、鳥獣被害の関係で、電気牧柵についてです。我が一関市にも 8 年ぐらい前からイノシシが出てきて、被害があります。私も材料代は無料だから、何とかやっているのですが、なかなか取り組むところが少ないと思っており、県でも予算はある程度確保していただいているのですけれども、手を挙げるところが少ない。なぜ鳥獣被害と言いながらも手を挙げてこないのか、県はどのように押さえているのか。

対象となる動物もあると思います。今イノシシがふえてきており、市町村が鳥獣被害防止対策協議会の事務局になって進めているわけですが、実際そういう被害に遭われている個人や団体がどういう形でこの電気牧柵の設置に取り組んでいくのか。市役所に相談があつて、そして個人や団体チームを組んでやっていくということなのですが、その辺がまだまだ地元の人たちは理解がないというか、一歩進めないような状況があるのですけれども、その辺についてどのように捉えているのかお伺いします。

○中村担い手対策課長 まず、侵入防止柵の設置の状況でございますが、県、国等の事業を活用しまして、平成 16 年から平成 29 年までの間で約 760 キロメートル、そして 20 市町村におきまして設置しているという状況でございます。

電気柵につきましては、活用している市町村と活用していない市町村があると捉えております。活用していない市町村におきましては、独自の予算を使う、あるいは国の特別交付税の対象、8 割が対象になりますので、そういうものを活用しながら使っているものと認識しております。

県としましては、侵入防止柵は、非常に効果が高いものでございますので、これの実証

圃等を、例えば八幡平市、あるいは北上市の岩手県農業研究センター、あるいは岩手県立農業大学校等に設置しまして、研修会等を通じながら農業者に幅広くPRしております。

また、農業者等がこれを活用するに当たりましては、地域に鳥獣被害防止対策協議会があり、市町村が窓口になっておりますので、御相談いただければ鳥獣被害防止対策交付金が10分の10活用できますので、それらを使いながら設置するということを進めています。

今後におきましても、農業者を対象とした研修会等がありますので、その場で幅広くPRしながらこの活用を進めていきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 10分の10ということなのですが、器具、部材や備品は、ほとんど同じなのでしょうか。メーカーによってやり方が違うとか、そういうことはわからないので、その辺を教えていただきたい。

○**中村担い手対策課長** 例えば電気柵につきましては、本県におきまして、農業改良普及センターが三、四年前に開発した、雪にも強い、そして安価な張り方がありまして、これらを中心に各地で農業者に、施工するところも一緒になって指導したり、農業者みずから張れるような指導をしております。

○**神崎浩之委員** いろいろな被害があって、だんだん声が上がってくると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

今回は補正の話なのですが、多くの減額補正となっておりますが、お金がないと言われながら、皆さん方が一生懸命財政当局を説得して獲得した予算なのに、これだけ減額補正になるということは非常に残念だと思っております。相手方もあることですが、それにしても皆さんが汗をかいて獲得した予算でありますから、ぜひ執行していただきたいと思っているのです。

そこで、予算成立後、皆さんはどのようにその事業について管理をしているのかということを知りたいと思います。最終予算はいつごろ確定されるのでしょうか。例えば10月あたりだとか、まとめて補正予算を作成していくということもあるのですけれども、最終確定するのはいつごろなのでしょう。出先機関の問題もありますから、集計すると思うのです。出先機関の進捗状況によって、積み上げも多いと思うのですけれども、最終的に予算額がいつごろ決まってくるのかということと、それから出先機関の取りまとめ時期は、どのようになっているのか。

それで、これが重要なのですけれども、その余った予算をそのまま減額補正とするのか、それとも流用して、ほかのところで執行するということをやっているのか、そのあたりを知りたいのです。お金がない、お金がないという中で、減額補正というのは非常にもったいないと思っているのです。それで、流用してこっちに使うとか、そういう作業をやっているのか、いつごろやっているのか、そのあたりを知りたいと思います。

○**照井企画課長** 減額補正についての御質問でございます。今回約84億円ほど減額補正されておりますが、この重立ったものとしましては、林道災害復旧費や団体営農地等災害復旧事業費など、災害復旧費で約33億円ございます。これは、災害に備えてとっている予

算と、あるいは国の交付決定によって今回減額補正となったものでございます。

災害復旧事業費以外でも、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、市町村での事業者への補助事業が大きい割合を占めていまして、相手方もあることでございますので、調整等によって事業を取り下げたり、あるいはいろいろ調整したりということで、今回減額補正となったということでございます。

作業的なものですが、当初予算に向けましては10月ごろから作業が始まっております。各担当課におきましては、その前に補助事業であれば要望を調査、作業をしておりまして、財政当局などは11月……（神崎浩之委員「減額の補正の話。当初ではない」と呼ぶ）2月補正予算につきましては、12月末から1月ごろに作業がございまして。

要綱、要領によってほかの部分に入れているものもございまして、国庫支出金事業ですと、予算の使い方が限定されているものもございまして、流用できるかというのは、その事業によって性質が異なっております。

○神崎浩之委員 国庫補助金など対象経費が決まっているものはあるでしょうけれども、例えば基盤整備もそうですが、やりたいところがある、お金がつかないところもある、営農の関係もあるからなかなか厳しい時期だと思うのですが、そういうのはフレキシブルにやってほしいのです。やりたいけれども、間に合わないということ、でも今なら間に合うというものもあると思うのです。特に、予算が余るからこれに使うということは県行政は難しいとは思いますが、実際そういうことをやっているのでしょうか。ただ、出先機関から報告されたものを積み上げて、財政当局に提出するのか。それとも、出先機関、さらにその先まで行って、こうだとか、県北分の予算を沿岸分の予算にするとか、沿岸部ではこうだとかということをやっていたきたいのです。大変なことだと思いますけれども。

実際予算はないと言われながら減額補正するというのは非常に残念だと思うのです。当初予算が成立したからそれで終わりということではなくて、その後どのように予算が執行されていくのか、農林水産部は組織が大きいので、なかなか難しいとは思いますが、管理というのをしていただきたい。部長に聞きますけれども、流用のようなことをやっているのですか。

それから、予算がうまく執行できるようにモニタリングというか、監視というか、どんどんやっていただきたいと思うのですが、その辺についてお願いします。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 例えば基盤整備の関係など、それぞれ所管の課がございまして、出先機関の予算を2月補正予算の段階で積み上げの作業は行います。その後で、単純に減額補正額だけを全部積み上げるということではなくて、年度の予算でありますので、年度内に執行が可能な分がどれだけあるかということ进行调整しながら、一部のところで使い残した場合で不足があれば、その中で調整作業というのは当然やらせていただいております。

次の段階といたしまして、例えば公共事業ということを考えますと、農業関係予算で余

っている分、あるいは漁港関係予算で余っている分などの増減調整をさせていただいて、これも年間予算でございますので、基本的には年度内に終了できる分ということで、部内で調整作業はさせていただいております。

減額補正の数字がすごく大きいところがあるのですが、全部が一般財源ということではなくて、半分以上国庫補助金が入っていたり、それから基金の繰入金など、財源が特定されている分がございますので、かさ自体が結構多いのですが、一般財源は半分以下とか、もっと少ない金額になっております。一般財源の有効活用という意味では事業間の調整をいたしまして、部全体の中の調整はさせていただいております。

限られた予算でございますので、できるだけ不用額等をつくらないということで、毎年調整の作業はさせていただいております。昨年常任委員会でも佐々木努委員から御指摘をいただいております。予算の執行管理というのはきっちりして、限られた財源を有効に活用するというのが第一、重要な部分と認識しておりますので、毎年執行管理はきちんとしながら、不用額を多くつくらない、減額補正額を多くしないことで調整をさせていただいておりますが、予算規模が少し大きいところもありますので、委員の指摘を踏まえまして、引き続き適正な予算執行、予算計上に努めてまいりたいと思います。

○多田参事兼農村計画課総括課長 1点目の入札不調の関係で補足をさせていただきます。先ほど答弁申し上げたときに、153件のうち47件が入札不調ということで、31%と申し上げました。これは実工事数でいいますと34工事でございます。その差分につきましては、2度、3度の入札不調があったので、それを累計で数えた場合の件数という割合でございます。

それで、1月末現在での状況を申し上げますと、実際のところ入札不調になって今未契約になっているのが13工事ほどあります。年内に9件ほど契約予定でございまして、残る4件につきましては、平成31年度に繰り越して実施したいと考えておりますので、補足をさせていただきます。

○上田農林水産部長 先ほどの不用額等の問題につきましては、副部長からかなり詳細に説明をさせていただきました。予算が多くございまして、事業についても生産者の方と官需の方々が多くいる中で、うまくいくようにさまざまな事業を展開しております。そういった中で、さまざまな調整が可能でございます。実際の実務はそういうことでありますが、農林水産企画室に予算担当がおります。そこでトータルでのコントロールをしながら、最終的にはそこでの調整で可能な限り不用額を減らして、効率的な予算執行に努めているところでございます。今後ともそういった取り組みを強化してまいります。

○高田一郎委員 いわてニューファーマー支援事業費は、1億2,200万円余が減額となっております。事業費の確定に伴う減額ですから、これはやむを得ないと思うのですが、実際どういう状況になっているのか。当初かなりの予算を確保して、これだけ減額せざるを得ないという状況についてもう少し詳しくお示しいただきたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 いわてニューファーマー支援事業の減額につきまして

は、これは国の農業次世代人材投資資金、就農直後5年間の毎年150万円の財源となっているものがほとんどであります。これにつきましては、年度当初に市町村からその年の新規就農者の見込み数を最大限に見積もりまして、万が一の不足がないような額が予算措置されているところでございます。年度末に実際の新規就農者の農業次世代人材投資資金の活用者との差額を国庫支出金に返還することとしております。

○高田一郎委員 各市町村から見込みを聞いて、それを積み上げて予算措置をするとある程度多目に市町村から要望が来て、結果としてこうなっているということで理解していいでしょうか。

岩手県の場合は農業従事者が年々減少し、ここ10年間で2万経営体も減っている中で、一方では若い人たちが新しく農業に参入するというのはいつの希望だと思います。全国的に見て、新規就農しても3割が離農するなどと言われているのですけれども、新規就農者として営農を始めて、その後につまずいて農業を離れるという実態については、岩手県の場合はどのような状況になっているのでしょうか。就農する前の相談活動や就農資金などその後のケアもいろいろ手厚くやっているように思うのですけれども、新規就農した後の状況はどうなっているのか、きちんとしたサポートの体制があるのかどうか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 まず初めに、農業次世代人材投資資金の予算の確保の仕組みでございますけれども、岩手県では各市町村で就農相談の窓口を設けておりますので、そこで相談があった案件で話をした中で、新規就農の意欲が高い方を各市町村で積み上げます。その方が実際に就農した場合に資金が使えるように、それぞれ交付対象者のめどをつけた上で要望を上げてまいります。実際1年間の準備などさまざまな中で、まだ就農は早いといった方、あるいは別な作業につきますといったような方々を除いた額で補正するという形になります。

それから、二つ目の離農の状況ということですが、岩手県では非常に丁寧に就農に導いていることもございまして、昨年までの農業次世代人材投資資金を活用した就農者につきましては、定着率が98%になっておりまして、多くがしっかりと定着しているということでもあります。その背景といたしましては、事前の相談もしっかりしているのですけれども、就農直後の経営安定が大事だということで、まずは経営計画をつくること、それから技術を覚えることなどを農業改良普及センターがマンツーマンでやっておりますので、それぞれの経営体の悩みに寄り添いながら、定着していくように支援しているところでございます。

○高田一郎委員 畜産競争力強化整備事業費補助についてお伺いします。今回6億6,000万円余の補正で、合わせて26億円ということで、毎年二十数億円投資して、かなり予算措置をして対応していると思うのですけれども、過去の実績というのはどうなっているのか。例えば酪農や肉用牛、養豚などいろいろあると思うのですけれども、過去の実績です。

そして、もう一つは事業効果です。毎年二十数億円投資して、どういう効果があるのか、

販売額とか、あるいはコスト削減とか。何よりも農家が所得向上しなければ意味がないわけでありますから、その辺の投資したものと事業効果についてどのようになっているのか、その辺についてもお伺いします。

○菊池畜産課総括課長 畜産クラスター事業についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、平成 27 年度から平成 30 年度までの整備の実績及び見込み、酪農、ブロイラー等々含めて、全体で 42 実施主体となっております。

事業内容につきましては、鶏舎、あるいは牛舎、豚舎、そういった施設が中心になりますが、全体で 123 施設ということで、整備の内容につきましては、酪農が 1,610 頭分の整備状況になっておりますし、肉用牛につきましては牛舎で 1,670 頭分のスペース、ブロイラーにつきましては 25 万羽、豚につきましては 4 万 7,000 頭ということで、全体の事業費につきましては 115 億円という金額になっております。

特に中小家畜につきましては、投資意欲がすごくある状況になっております。

それから、効果でございますが、一つはまず農業産出額ということで、着実に今回の額、平成 29 年になりますけれども、県全体の産出額が 2,693 億円ということで、そのうち畜産で 62%を占めております。前年度に比べても畜産の伸びがかなり大きいと把握しております。

○高田一郎委員 私が聞いたのは、事業の効果について、特に畜産クラスター事業を導入しても、かなり高率な補助だと思うのですけれども、実際かなりの金額を負担もしなければならぬわけですよね。結果として、実際の農業所得がどう向上しているのかというのが一番だと思うのです。

一方では、今酪農についても、家族経営が北海道などでも見直されて、規模を大きくやるよりも家族経営で適切な頭数でやっても経営が成り立つということが見直されていまして、岩手県でも昨年岩泉町の山崎さんという、39 歳の若い酪農家が 34 頭で頑張っていて、農林水産大臣賞を受賞されるという大きな成果を上げているのです。家族経営というものを県としてどのように評価されているのか、これに対する支援というものをどうされているのか、この辺についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 まず、個々の経営体に対する効果という部分でございますけれども、こちらにつきましては、事業を実施する際に畜産クラスター計画というものを策定しております。その中で、経営体が将来的に所得の規模を拡大するための目標を立てますので、それを育成するために、その事業を実施した上でまた指導を重ねていくということになりますので、いずれ目標を着実に達成するような形の指導を行っております。

それから、中小規模の経営体に対する支援ということでございますけれども、畜産クラスター事業につきましても、大規模経営体に限らず中小規模、あるいは家族経営農家に対しても、中心経営体として位置づけていただくことによって支援の対象になりますので、そちらで支援しております。さらに、いわゆる施設整備のみならず、いろいろなソフト的な指導、例えば酪農であれば乳量の向上に向けた取り組みがございます。繁殖の管理であ

るとか、乳量をたくさん出すための牛群検定だとか、そういう制度もございますので、あわせて指導しながら、所得向上に向けてのサポート体制を組んでいく状況でございます。

○高田一郎委員 もう一つお聞きしますが、経営体育成基盤整備事業、先ほども基盤整備について議論がありました。先日千葉農村整備担当技監から岩手県の農業農村整備事業の展開方向についてはお話いただきました。この計画を見ますと、水田の整備面積は毎年300ヘクタール、あるいは農業用排水路の長寿命化対策に着手する施設を毎年3施設、こういった目標を掲げて4年間。これは大体170億円前後の年間予算を想定して、恐らくこういう計画がつけられたのではないかと思うのですが、先ほどの質問の中で、県内では計画調査の38地区をやられていて、希望が多いという話もされました。これは、国に対する要望もしていかなければならないと思うのですが、こういう岩手県の基盤整備の状況、要望を満たしていくためには、どの程度の予算を新たに確保しなければならないのか、その見通しといいますか、これについて答弁いただきたいと思います。

○村瀬企画調査課長 農業農村整備事業、とりわけ圃場整備の要望が今後ふえてきている傾向にあります。圃場整備の予算につきましては、平成30年度につきましては、平成29年度の補正予算と平成30年度の当初予算の実質的な執行額ということでいいですと、およそ77億円となります。そして議会にお諮りしているところでございますけれども、平成31年度当初予算の見込みとしましては、およそ85億円ということで、国への要望活動などを行いまして、県の中でも農業農村整備事業の御理解を得ながら、予算の確保に努めているところでございます。

今後ふえていく傾向の中で、最終的にどれだけ必要なのかにつきましては、先ほど計画調査で、事業計画の策定を進める中において、その準備が整ったところから採択をしていくと申し上げたところでございまして、その結果、着手がどの地区で、いつになるのかというのは今この時点で見通しが難しいところもございます。先ほど委員がおっしゃられました今後4年間で300ヘクタールずつ、1,200ヘクタール実施していくというところにつきましては、4年間にしましては今の着手している地区の要望量、あるいは4年間で着工する新たな地区の見通しが立てられますので、新しく着手する地区、今動いている地区の要望に基づいて、さらに今の予算なども踏まえて、300ヘクタール掛ける4で1,200ヘクタールの要望を満たせる規模になっていると考えているところでございます。

また、さらにその後の4年間という話も出てくると思いますけれども、そこは今後、新たな地区の事業計画の策定の推進の取り組みになったら、必要な予算規模というものをしっかりと検討してまいりまして、必要な予算というものを確保していけるように、引き続き国への要望活動などを行ってまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 農業農村整備事業の中にも、ため池の防災対策などの予算も措置されていると思うのですが、昨年は西日本豪雨災害もあって、全国のため池を緊急点検するというので、岩手県もかなり職員を総動員して調査をいたしました。あのときは、たしか1,137施設のうち4施設が緊急対策をすることになっていましたけれども、その後の

対応状況と、今度の通常国会でまた新たな法整備を行って、防災重点ため池の基準を見直して対応していくと、ハザードマップもつくらなくてはならないという一連の対応をなされると思うのですが、防災重点ため池の基準の見直しというのもどうなっていくのか、この点についてもお願いしたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 昨年の夏に実施しました緊急ため池点検においての対策ということでございますが、4カ所ございまして、そのうち3カ所に対しては恒久対策の実施を行っております。また、1カ所については対策済みという状況でございます。

それから、今後のため池の取り扱いについての御質問でございますが、今年の5月末までに防災重点ため池の再設定を行うことになっております。その後、平成31年度中にため池等の名称、位置などを記載したため池マップを作成しまして、2020年度までには浸水想定区域図の作成、周知を行うという予定になっております。また、ハザードマップにつきましては、決壊した場合の影響度の高いものから順次進めるということになっております。ソフトを中心に対策を打っていくという考え方の中で、ハード対策につきましても決壊した場合の影響度の高いものから、耐震、豪雨対策に向けた改修工事を実施するという形で考えております。

いずれにしても、現在2月19日に閣議決定が行われ、今回の通常国会で、今後について審議中でございます。その法案が成立しますと、公布から3カ月以内には施行されるという見込みですので、国の法案等が確定した後は、対応を進めていくという考えでございます。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第105号田老漁港海岸機械設備災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その4）の7ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 105 号田老漁港海岸機械設備災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、田老漁港海岸災害復旧（23 災県第 678 号機械設備）工事。工事場所は、宮古市田老地内。契約金額は、7 億 416 万円。請負者は、北日本機械株式会社であります。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、水門及び陸閘の機械設備の復旧を行うものであります。

中段の写真は施工箇所の状況であり、下段の平面図とともに水門及び陸閘の機械設備の施工箇所をお示ししております。

次に、3 ページをお開き願います。上段に水門製作、据付の正面図、下段に陸閘製作、据付の正面図を掲載しております。

それから、4 ページには入札結果説明書、5 ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**名須川晋委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**神崎浩之委員** まず、今回の工事部分と、それからあと岩手県が誇る自動閉鎖システムについて伺います。

最初に、水門 1 基と、あと陸閘が三つということなのですが、それぞれの金額について教えていただきたいと思います。

堤防との関係があると思うのですが、作業の手順というのはどのようになっていくのでしょうか。例えば堤防の進捗状況に合わせて水門、陸閘をつけていくのか、その辺について伺いたいします。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 資料の 3 ページをごらんいただきたいのですが、機械設備でございますので、基本的に土木構造ができ上がらないと設置できないということでございます。ですので、現在図の黄色い部分の工事を行っている最中でございます。当然機械設備ですから、工場で作らなければなりません。工場で作る期間を考慮して、土木構造がほぼ完成する期間に合わせて製作して、土木構造ができ上がりましたら、それを運搬してきて設置するというふうな段取りで工事を発注していくものでございます。

それから、それぞれの金額でございますが、水門につきましてはおおよそ 4 億円でございます。それから、陸閘につきましては、3 基で 3 億円ということになっております。陸閘につきましては、それぞれ大きさはほぼ同じでございます。

○**神崎浩之委員** 水門、陸閘自動閉鎖システム全体のことなのですが、たしか全部で 130 基ぐらいと思っていたのですが、今どのぐらい完成をしているのかということと、それからこれは平成 33 年 3 月ということなのですが、その他の水門、陸閘関係は復興期間中に完成するのかということです。その辺について伺いたいと思います。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 大変恐縮ですが、漁港海岸のことでお答えさせていただきます。

自動閉鎖システムの対象となるものが 180 基ございます。180 基のうち 61 基が漁港海岸で設置する自動閉鎖システムとなります。水門が 5 基、陸閘が 56 基でございます。そのうち漁港海岸で今年度中の完成が 3 カ所となります。今現在も現地発注で出しているのもございます。今後順次水門、陸閘の発注を行いまして、平成 32 年度末までに全てのものが据えつけられるよう取り組んでまいります。

○**神崎浩之委員** ほかの関係もあるでしょうから大変だと思うのですが、この水門、陸閘関係は、完成後の試験というか、点検はどのような期間で行われているのか。人工衛星を使ったものというのを現在試験というか点検でやられているのか。いずれ世界に誇る岩手の水門、陸閘、衛星システムということでもありますから、画期的なものだと思うのですが、うまく作動するのかを聞きたいのですが、完成後の定期点検の頻度や期間、人工衛星や遠隔の操作など、そういうことも行われているのか、お聞きします。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 水門、陸閘の点検でございます。業者に委託して、年に 1 回程度点検を行う予定です。それから、人工衛星からですが、反応のチェックも当然行うこととしております。これは 1 日 1 回の頻度で行うものでございます。

○**名須川晋委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**名須川晋委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**名須川晋委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**名須川晋委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 106 号大沢漁港海岸防潮堤（第 6 工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その 4）の 8 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 106 号大沢漁港海岸防潮堤（第 6 工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大沢漁港海岸災害復旧（23 災県第 679 号防潮堤その 6）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保

全施設の機能を回復させるため、防潮堤 274.8 メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容でございますが、第 1 回変更は単価適用年月を変更したものであります。第 2 回変更は、地盤改良材を碎石から鉄鋼スラグに変更したものであります。第 3 回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。今回の第 4 回変更は、地盤改良深さを変更するとともに、被覆工を場所打ちコンクリートからコンクリート二次製品に変更する、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により契約金額が 17 億 6,290 万 6,980 円となり、当初議決額に対し 73.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3 ページをお開き願います。上段囲みの中に第 2 回変更の内容を記載しております。地盤改良材は、当初碎石としておりましたが、三陸沿岸道路を初めとする復興支援道路等の公共事業の需要が高く、必要量の調達が困難となったため、調達が可能な鉄鋼スラグに変更したものであります。その下の中段の囲みに今回の第 4 回変更の内容を記載しております。工事発注後の詳細な地質調査の結果、地震時に液状化の原因となる砂質土の層が厚く堆積していることが判明したため、地盤改良深さを変更し、防潮堤の安定性を確保するものであります。また、被覆工は当初、標準的な場所打ちコンクリート、現場でコンクリートを打つ方法ですけれども、それによる施工としておりましたが、復興支援道路など他の公共工事が数多く行われているから、碎石と同様に必要とする生コンクリートの安定的な調達が困難となったため、工場で作って持ってくるコンクリート二次製品に変更するものであります。下段に防潮堤の標準断面図がございます。地盤改良材と地盤改良深さの変更箇所、被覆工の変更箇所を赤色でお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木努委員 この案件だけではなく全体的なことをお伺いしますが、大沢漁港海岸防潮堤のほかに山田町内でまだ未施工といえますか、工事中の案件というのはありましたでしょうか。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸で申しますと、この大沢以外に山田町の山田漁港の背後に漁港海岸、それから飛びまして大浦の漁港海岸、それから船越湾に面します船越湾の漁港海岸、それから市町村が行っております織笠地区がございますけれども、織笠の漁港海岸がございますし、それから県土整備部の所管でございますと関口の水門など、水門工事が何カ所か行われております。

○佐々木努委員 去年の 11 月ごろ、山田町役場に行って、復興の状況をお聞きしたのですが、そのときに唯一言われたのが、防潮堤の進捗状況が非常に遅いと、何か山田町だけ取り残されているのではないかとまで言われまして、非常に不満を持っていたらしいということがわかったのですが、実際に計画どおりにいっていないくて、どんどん先延ばしになっているというのは、私もこれまでのいろいろな説明で理解していますが、この要因は何だったのかということと、そういうおくれに対して非常に山田町の方々が不安を

持っているということに対する認識はおありなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○阿部漁港漁村課総括課長 ただいま委員がおっしゃったとおり、山田町内の防潮堤工事は、ほかと比較して、正直なところおこなっております。その要因といたしましては、まず1点目として、復興まちづくり計画との調整、いわゆる復興関係の土地区画整理事業や、あるいは防災集団移転促進事業との調整です。山田町は、町自体が物すごく変わりました。道路の位置も、国道の位置も大分変わりました。そういった国道との調整でかなり時間をとられたのが一つでございます。

それから、二つ目としては、今回の変更もそうありますが、早期復興を図ろうとして、標準的な断面で発注しました。しかしながら、工事発注した後に調査を行ったところ、転石が物すごく出てきた。大きな石が土の中に埋まっていて、くいを打とうとしても、普通の工法では打てない。その工法の検討にかなり時間を要してしまったというのがございます。

それから、もう一つ重ねて申しますと、平成28年台風第10号の影響で、ちょうど山田町で工事を発注したのが平成27年、平成28年が結構多かったのですけれども、水道や電柱の移設を工事に先立って早目にやらなければならなかったのですけれども、台風第10号が発生したことによりまして、電力会社や水道会社がこぞって岩泉方面に行ってしまった、山田町がちょっとおろそかになってしまったという理由がございまして、おこなっている状況になっていると認識しております。

それから、山田町内の方々が不安に思っているということですが、私自身も山田町出身でございまして、実家に帰るたびにいろいろ言われておりますので、非常に不安に思っているというのは十分認識をしているつもりでございます。

○佐々木努委員 いずれ山田町内のさまざまな事情があるにしても、山田町自身の問題も理解した上で、県の取り組みにスピード感がないという話を随分されました。それが唯一我々に対する要望でありましたので、職員の方も頑張っていらっしゃると思うのですけれども、頑張っているというところを見せないと、不満というのはなかなか消えないと思うので、これからまだまだ事業は続くと思うのですけれども、できる限り急いで対応していただくようお願いをしたいと思います。

○岩淵漁港担当技監 確かにこれから2020年度までの国の復興・創生期間で完成させるためには、委員御指摘のとおり、スピード感を持って取り組むということは非常に重要だと思っております。そのためにはいろいろな課題が出てきたら、課題の芽を早く摘むということをしていかないと、どんどん話が大きくなったりして、対応が遅くなっていきますことから、今年度から2カ月ごとに広域振興局の職員を集めた担当課長会議を開催することで、何をいつまでに対応していくかといった時間を意識しながらフォローアップの工程会議等もしております。引き続き市町村や国などとも連携を図りながら、早期完了を目指して全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○**工藤誠委員** 今変更の議案でございますし、先ほどは新規の契約でしたけれども、いわゆる震災関係の漁港関係の工事について、今発注している分がたくさんあると思うのですが、その進捗率はどの程度なのかということと、あと現実に今工事をしている件数というものがわかるのであれば、何件かお聞きしたいと思います。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 漁港海岸の災害復旧の進捗率でございます。対象となる海岸数が県、市町村合わせまして 53 海岸ございます。そのうち完成しているのが 19 海岸ございます。箇所数からいきますと、大体 3 割程度の完成率ということになっておりますけれども、全体の延長のベースでいきますと、全体で 40 キロメートルございまして、そのうち約 20 キロメートルが完成しております。約半分が延長的には完成しているという状況でございます。

それから、県が管理している漁港海岸だけでございますけれども、今工事数は、約 100 件ほど行っております。

○**工藤誠委員** 進捗率が約半分ぐらいだということでございますけれども、いずれ県の復興計画は今年度で終わりということで、次期総合計画にも盛り込まれるわけでありましてけれども、国の復興・創生期間はあと 2 年ということですから、その 2 年間で全てやり切れるということで理解してよろしいですね。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 国の復興・創生期間は、2020 年度末までとなっております。今現在 5 割の進捗率ですけれども、先ほども御説明いたしましたとおり、基礎工事のくい打ち工法の見直しが大分終わってまいりました。しかも、用地取得もほぼ 100% に近づいております。そういった中で、今まで障害となってきたものがほとんどなくなってきておりますので、あとは工事をやるだけという状況になってきております。こういった状況の中で私どもとしては、2020 年度末までには必ず完成させるように取り組んでいきたいと考えております。

○**工藤誠委員** 順調に進めていただくことを期待したいと思います。ただ、今回の変更のように、先ほどはおおよそ下の部分はもう終わっているということなので、順調に進むのだと思うのですが、仮の話で恐縮ですが、今工事をしている 100 件分の中で、また問題が出てきた場合に、2 年間よりも時間がかかる、それから財源的にも、今幾ら確保しているのかちょっとわかりませんが、それ以上に予算がかかるという場合も想定されると思うのです。そういう場合は、農林水産部としてどのような対応をされるのかお聞きしたいと思います。

○**阿部漁港漁村課総括課長** ただいまの御質問でございますけれども、基本的には私ども、委員がおっしゃったとおり、平成 32 年度末までには必ず完成させるという気持ちで頑張りたいと思っております。ただ、お金の問題、期間の問題、いわゆる工事期間が延伸する可能性がもしかしたら突発的に生じる可能性はあります。例えば大規模な台風が来たとか、そういったところで工事したところに出戻りが生じるとか、そういうことがあります。そういった際には、財源、それから期間も含めて、基本的に災害復旧は国の予算、国の場合

ほぼ 100%で行っておりますので、国とも調整しながら、どのようにやっていくのか検討してまいりたいと考えております。

○工藤誠委員 108 漁港でしたか。その部分も含めて順調に工事は進んでいるようですので、何とかあと 2 年でお願いをしたいということと、漁業者と漁港の工事の関係で、何か要望が具体的に挙げられてきているものがあるかを最後にお聞きしたいと思います。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁業者の要望といいますのは、防潮堤に関してのことでしょうか。

○工藤誠委員 漁港の関係などもあわせて。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港の関係に関しましては、大体漁港の復旧はおおむね終わったのですが、近年地球温暖化の影響かもしれませんけれども、台風、低気圧がかなり大型化してきておりまして、震災前に比べてかなり高い波が港に押し寄せるようになりました。これまで安全に漁船をとめられた漁港にとめられなくなったという話も聞いております。漁港につきましては高波対策を強化してほしいという要望が出ております。

それから、漁港内を使って、漁港の静穏な水域を使いまして、その中で養殖したいといった要望も出てきておりますので、今後漁港の多目的利用という観点で利用していきたいという話が出てきておりますので、それにも対応していきたいと考えております。

○名須川晋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 111 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池農業普及技術課総括課長 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明いたします。議案は、議案書（その 4）の 13 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 111 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてでございます。1 の提案の趣

旨ですが、岩手県立農業大学校では学生の実習用に乳牛を飼育しており、搾乳作業も学生が交代で従事しております。平成 30 年 12 月 3 日、搾乳作業の過程で職員及び学生が生乳冷蔵タンクの取り扱いを誤り、タンクの洗浄水が混入した生乳を岩手ふるさと農業協同組合に出荷してしまいました。同組合では、生産者から集めた生乳を冷蔵タンクで混合しますが、岩手県立農業大学校からの生乳がまじったため、出荷不能となった生乳を廃棄することとなり、同組合に損害を与える結果となりました。同組合から損害賠償請求がなされたところであり、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めようとするものであります。2 の損害賠償の相手方は岩手ふるさと農業協同組合であり、3 の損害賠償の額は 292 万 3,143 円とし、4 の和解の内容は当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととするものであります。

事故原因と再発防止策について御説明させていただきます。お手元の資料 2 ページ目をお開き願います。(3)、関係職員は、日々雇用職員 1 名と畜産学科の学生 3 名です。

(4)、事故の状況ですが、資料下段、事故発生時のフロー図、ピンク色の部分で御説明いたします。岩手県立農業大学校では、搾乳当番を学生 3 名が 1 組となり、3 日間連続で行います。このうち 1 名が搾乳担当、2 名が牛舎で餌やりや除ふんを担当し、担当業務は 1 日ごとに交代します。職員がローダーなど重機操作を行います。

12 月 1 日の夕方、搾乳当番の学生 A が乳房炎の牛 1 頭を発見し、その牛は別に搾乳し、生乳は廃棄しましたが、異常牛がいることを日誌で申し送りしていませんでした。①の部分になります。

2 日朝、搾乳担当となった学生 B は、異常牛の存在に気づかず、全ての牛を搾乳し、冷蔵タンクに入れた後、前日担当した学生 A からの申し出で間違いに気づき、日々雇用職員に連絡しました。職員は、タンク内の生乳を廃棄した後、ふだんは集乳業者が行うタンク洗浄をみずから行いました。通常は集乳業者を呼ぶのですけれども、廃棄したため業者は呼ばなかったということです。②の部分ですが、通常のタンク洗浄は、集乳業者が生乳出荷後に空になったタンクの排水コックをあけてから自動洗浄ボタンを押して帰るという作業なのですが、職員は誤って排水コックを閉めたまま自動洗浄ボタンを押しており、洗浄水がタンク内に残ってしまいました。

その日の夕方、当番の学生 B は、本来はあいている排水コックを閉めるのですが、コックが既に閉まっていたため、そのままにしました。これが③になります。そして、搾乳を行い、洗浄水が残るタンクに生乳が入ってしまい、④の状態になってしまいました。

翌 3 日朝は、通常どおりに搾乳し、これらが合わせて出荷されました。

資料 3 ページをお開き願います。(5)、事故による被害の状況ですが、賠償額は記載のとおりでございます。

最後に、再発防止策ですが、職員や学生のマニュアル違反やマニュアル自体に不備があったことから、次のことに取り組みます。まず、職員に対しましては、各設備の操作方法の再確認、伝票による出荷乳量の確認、異常発生時の職員マニュアルの作成です。学生に

対しましては、マニュアルや作業日誌にチェックリストを追記、作業手順の施設内への掲示、搾乳担当をこれ以降2名に増員し、あわせて3名体制から4名体制といたします。これらに加えて、農場HACCPの取得やGAPの取り組みを通じまして、事故防止の仕組みを構築し、二度とこのような事故が発生しないよう徹底して取り組みます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 初めに2ページですが、乳房炎というのは学生でも簡単に発見できるものなのか。日々の搾乳作業での牛の管理ですか、学生が、たまたま異常を発見したというのは、いいのかどうか。簡単に発見できるものなのか。その乳房炎の生乳を飲んだらどうなるのか。

それから、自動洗浄なのでしょうけれども、職員が洗浄したということですが、洗浄は水だけなのか、何か洗剤などを入れるものなのかどうか、また、これを飲んだらどうなるのか。

それから、自動洗浄システムについてもどういうものか聞きたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 4点質問がございました。わかる範囲で回答させていただきたいと思います。まず乳房炎の発見ですけれども、これは岩手県立農業大学校の講義の実習の一つとなっております。通常の酪農経営の場合でも、乳房炎の発生は起こり得ることですので、そういったものの発見を含めた講義となっております。症状が軽ければ見つけにくいことかもしれませんが、前の日は学生が発見し、これは乳房炎だということを確認した。しっかりと観察して発見に至ったということだと思います。

それから、乳房炎の生乳を飲んだらどうなるのかということですが、乳房炎が発生しますと、乳房の中にある体細胞が分離して出てくるので、直接的に健康被害はないと思うのですが、出荷基準の中に体細胞量がありますので、乳価、出荷の値段を下げてしまうということになりますので、そういった弊害があるということです。

それから、洗浄の中身ですけれども、3段階の洗浄を行っております。最初にアルカリ水、アルカリ性の洗剤でタンク内を循環させて洗浄します。それを1回排出します。その次に今度は酸性水、酸性の洗剤を回して排出します。最後に殺菌剤を回して排水という、3段階になります。いずれも使われております薬剤は水道水の洗浄や家庭用洗剤のレベルのものでございますので、仮に直接これを飲めば影響はあるかもしれませんが、薄まったものを飲んでも大きな健康被害は生じない、そういった薬剤を使用していることになります。

自動洗浄のことにつきましては、ボタンを押しますと、タンク内で3種類の薬剤が1回ごとに回って、自動弁が開いて排出、それを3回繰り返すという形で洗浄されるという中身になっています。コックを閉めてしまいますと循環しなくなって、中にたまってしまうといったようなものです。

○神崎浩之委員 洗浄水は、三つということだったのですけれども、タンクの容量はどの

ぐらいなのでしょう。直接飲めば影響はあるかもしれないが、薄まったものであれば大きな影響はないという説明だったのですが、そもそもどのぐらいのタンクの容量があるものなのか。

今の説明を聞いて、授業の中で乳房炎の発見の仕方については先生が教えているということもあったのですが、実際学生Bは見抜けなかったわけですね。ということであれば、そういう体制でいいのか。授業の中ではやるのだけれども、実際先生が毎日ついていて、この生乳はだめとかなんとかとやらないと、それが実際流通に回ってしまうということだと思うのだけれども、それはどうなのでしょう。

○菊池農業普及技術課総括課長 まず、タンクの容量ですけれども、400 リットルから 500 リットルぐらい入る容量と聞いています。

それから、異常牛の確認方法ですけれども、搾乳のときに最初に手で搾って、正常なものか異常なものかという前搾りを行います。前搾りをしたときに目視で固形物、塊が出ていないか、それから専用の PL テスターというものを使います。牛の体調によって明らかに異常が出る場合と、出ない場合がございます。岩手県立農業大学校では乳房炎にかかった牛の処置は、安静にして、薬剤処置はしないで、自然に回復するのを待つ形でやりますので、その日の牛の体調によってそういったものが出てくる、出てこないということは生じてくるかと思っております。

○神崎浩之委員 実際学生Aは発見して分離したわけですね。学生Bはそれをすり抜けた。この辺が、今後そういうことでいいのかを聞きたいのです。そういう体制でいいのか。テスターや目視などというのもありました。たまたまそのとき出なかったのかなど、いろいろあると思うのですが、今後その辺はそれでいいのかどうかです。再発防止というのがありましたけれども、どうなのでしょう。

○菊池農業普及技術課総括課長 異常牛、この場合は乳房炎でしたけれども、乳房炎の牛は前の日に学生Aが発見しました。それは、体細胞が高い可能性があるもので、別に搾乳して捨てたということになります。翌日学生Bは同じ牛を同じような検査でやったのですが、学生Bは症状を確認できなかったのも、普通に搾ったわけなのですから、前の日に学生Aから、乳房炎で昨日隔離していたということであれば、当然学生Bは安全性を確認する上で先生に報告して、まだ完治していないかもしれないから、捨てましょうという判断で捨てたということで、乳房炎がある一定のところで発生して、危険な場合、そうではないというところは事前のテストで学生が確認するという中身になっていますので、翌日にはその牛は頻度がおさまっていて、学生Bには症状は見られなかったということでございます。

○神崎浩之委員 損害賠償の額が約 300 万円ですが、この内訳なのですが、例えば純粹に入ってきた分という金額なのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○菊池農業普及技術課総括課長 事故による被害額ですけれども、生乳代が 286 万円になっております。これは、岩手県立農業大学校から出荷された生乳が金ケ崎町の岩手ふるさ

と農業協同組合のコールドセンターに入りまして、これがほかの生産者の生乳と合乳されたことによりまして、出荷された量より多く被害が拡散したということになります。

また、あわせまして、これにタンクローリーの運賃が加わるということで、生乳代と運賃を合わせた額ということになります。

○**神崎浩之委員** 岩手ふるさと農業協同組合では、受け入れのときにテスターなどではかっているのかどうか。例えば単価が安くなるという話もありましたけれども、はかつて入れるということもあるのかどうか。学校側からこういうことがあったからという連絡があったと思うのですけれども、受け入れ側では搬入についてはどういう管理でやっているのかを聞きたいと思います。

いずれ給食に提供されているのかわからないのですけれども、昔一関市でもあったのです。それは、学校給食に使用する冷蔵車を夜充電しておくらしいのですが、充電していなくて、牛乳が温まって、それを給食に出してしまったということがあって、各学校でも大変だったし、それから老人ホームでもその牛乳を使っていたので、そういったことを聞いたらぐあいが悪くなったなど、そういう方が出てきて、大変なことだったのです、何日間か営業停止みたいなことがあって。だから、今回はこれでよかったのかもしれませんが、これが流通の段階になって、それこそ子供たちのところまで行ってしまったら大変なことだったのではないかと。やはり最初の搾乳のところで異常な牛の発見などや、出荷、納入の管理もきちんとしておかないといけないのではないかなと思うのですけれどもお伺いいたします。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 集乳の作業になりますけれども、まず集乳業者が来まして、においの確認であるとか、目視を行います。その上でサンプルをとります。サンプルはその後の成分分析に回します。その成分分析の結果、乳成分が高い、低い、細菌が多い、少ないなどで単価に反映させるということになります。しかし、この場合、水が入っていたものですから、においはない、それから薄まっても牛乳なので、わからないということになります。最終的には、乳成分などをはかりますと、薄まって低い状況になっていますので、混入が疑われるため、出荷はストップするわけなのですけれども、今回はコールドセンターまで作業が間に合わなくて、まざってしまったものを配送してしまったことになります。

○**神崎浩之委員** いずれ先ほど言いましたように、牛乳というのはデリケートです。まざってしまったらすごい量になるということもありますので、農業大学校だからいいというわけではなくて、農業大学校だからこそ細心の注意を払うようにしていただきたいと思います。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** このたびは本当に申しわけございませんでした。私ども、やはり人の口に入るものを常につくっているという意識で、岩手県立農業大学校でも取り組んできておりますけれども、今回の事案を受けまして、大きな事故というのは大きな原因で起きるものではなくて、小さなミスが重なって起きるものだとすることを痛

感いたしました。これまでも、先ほど冒頭に申しましたとおり、そういう意識で取り組んできてはありましたが、現にこういう事故が起きてしまったということで、大変反省しております。

マニュアルの改訂ですとか、再度教育を徹底するとか、いろいろ記載しておりますけれども、この資料の一番最後にありますとおり、やはり農場HACCP、今これをとるべく鋭意努力しております、このような取り組みの中でこのような事故が二度と発生しないように取り組んでいきたいと思っております。繰り返しになりますけれども、今回は本当に申しわけございませんでした。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○名須川晋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生について発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉競馬改革推進室長 初めに、岩手競馬において昨年12月24日に4頭目の禁止薬物陽性馬が発生したことにより、12月30日から1月7日までの競馬を取りやめることになるなど、委員初め多くの県民の皆様に御心配をおかけすることになったことに関し、重ねておわび申し上げます。

年末年始の競馬開催取りやめ後、競馬は冬季休催していましたが、岩手県競馬組合では、2月18日に開催された岩手県競馬組合議会において、来る3月23日からの第12回水沢競馬を予定どおり開催することを公表いたしました。昨年12月20日には、水沢競馬場において、当委員会による調査が行われたところですが、本日はその後の4頭目の禁止薬物陽性馬の発生からこれまでの状況について御説明させていただきます。

お手元に配付しております資料、岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生についてをご

らん願います。なお、昨年12月7日の当委員会において、3頭目の禁止薬物陽性馬の発生までの経緯等は御説明させていただいており、その後の状況については下線を付して表示しております。この部分を中心に御説明させていただきますので、御了承願います。

まず、1、経過等の(1)の発生状況の4番目、ネイチャーサムソン号が4頭目の禁止薬物陽性馬でございます。

2ページをお開きいただきまして、12月17日のところをごらんいただきたいと思います。当該馬がレースに出走したのがこの日でございます、レース後に検体を採取したところ、24日に禁止薬物陽性と判断されたところでございます。4頭目の発生を受けまして、晴山厩舎の管理馬全頭から検体を採取し検査した結果は年が明けまして1月21日に判明し、ネイチャーサムソン号は再検査でも陽性、他の24頭は陰性と確認されました。

次に、2、開催の取りやめについてですが、これまで都合4回取りやめたところであり、4頭目の禁止薬物陽性馬が発生した後にしましては、(4)のところ、これは繰り返しの御説明になりますが、12月30日から1月7日まで、計7日間の開催取りやめとなりました。

3の1頭目及び2頭目発生後の主な再発防止対策及び3ページをお開きいただきまして、4の競馬開催に向けた再発防止対策の強化についてであります、こちらの説明は省略させていただきます。

5番の3月23日からの競馬開催に向けた再発防止対策の強化についてであります、(1)、盛岡競馬場、水沢競馬場とも、さらに監視カメラの増設をしたところです。

4ページをお開き願います。(2)の盛岡競馬場の管理体制の強化ですが、水沢競馬場については既に実施していたところでございますが、厩舎地区の管理と警備を統括する責任者を競馬組合職員の中から配置したところでございます。

(3)の職員等及び厩舎関係者を対象とした手荷物検査の導入についてであります、競馬組合職員や厩舎関係者等を対象に、不審なものや業務に不要なものを業務エリアに持ち込まないよう検査をしようとするものであります。

(4)の禁止薬物の事前検査につきましては、3月23日からの開催の前に、在厩馬全頭について検査を行い、陰性となった馬だけをレースに出走させるものです。その後におきましても、他の主催者から転入してくる馬などを対象に検査を行うとともに、在厩馬につきましては抽出での検査を行おうとするものでございます。

最後に、6、平成30年度の岩手競馬の収支見通し等についてでございます。(1)の発売額の計画達成状況は、平成30年4月1日から平成31年1月7日までの通算で、計画額の計299億4,500万円に対し、実績額が302億9,500万円であり、達成率の101.2%、前年度比でも106.0%となっております。

(2)の今年度の収支見通しですが、これまで計14日間の取りやめがあったところですが、第4期、1月7日までの発売収入が計画を上回って推移したことや、開催の取りやめにより賞典費の支出がゼロになったことなどにより、年間収支差は3,100万円の黒字とな

る見込みでございます。

(3) は、岩手競馬の厩舎に入厩している競走馬の頭数の推移を示したものでございます。禁止薬物陽性馬の相次ぐ発生によりまして、馬主が他の競馬場に馬を移籍させるということが懸念されているわけでありますが、少なくとも直近の2月19日現在におきまして、前年同期比108.6%、516頭となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○名須川晋委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○佐々木朋和委員 まず、原木シイタケの再生産について伺いたかったのですが、一般質問でも触れさせていただきました。知事演述で意欲的な生産者の規模拡大に対する支援、また新規参入者の確保、育成について取り組むということで、今年度は生産者と対話を続けてきたと思うのですが、次年度予算で原木しいたけ生産拡大支援事業費補助という新規の事業が提案されておりますけれども、この内容についてまず伺いたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 原木しいたけ生産拡大支援事業でございます。この事業につきましては、原木シイタケの生産拡大を目指して取り組む生産組合、3戸以上の生産組合を対象といたしますが、そうした生産組合に対して生産性の向上を図りながら規模を拡大するという取り組みをしていただいて、それに必要な施設整備を支援するというものでございます。補助率につきましては、県が3分の1、それから市町村にも6分の1の補助をお願いしまして、合わせて2分の1以上の補助ということで実施するものでございます。

補助対象となる生産組合でございますけれども、生産組合には今後、補助した年度の翌年度から5年間の生産拡大計画というものをつくっていただきます。その中で植菌本数をどれだけふやしていけるか、それによって生産量、販売額をどれだけ伸ばすかというような計画をつくっていただいて、それを市町村に承認をしていただいた上で補助するという形の仕組みでやっていきたいということでございます。

○佐々木朋和委員 東日本大震災津波発災以来、原状に戻すというところを目標にやってこられたと思いますし、既存の生産者のためにということでありましたけれども、規模拡大に向けた取り組みが出てきたということは大変評価をさせていただきたいと思います。

一方で、5年間の植菌本数をふやしていくという拡大計画が必要だということでありますけれども、肝心の原木の掛かり増し分というのは、御承知のとおり、東京電力からの賠償の対象にならず、今原木の価格が高騰している中であっては、生産者の皆さんへの負担がやはり大きくのしかかると思っております。そういった生産者の方々にこういった施設整備の面から補助していくというのは大変力になると思いますが、ある意味側面的という思いもございます。

やはり震災から8年がたつ中で、生産者の皆さんもいつまで賠償が続くのかという不安も出てきていると思っております。今後はこういった補助事業を進めながら、原木そのものの補助、あるいはそういった賠償をもととしない計画ということも必要になってくる

と思いますけれども、原木そのものの補助については、県として何か検討しているところがあれば伺いたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 委員御指摘の原木の賠償というお話でございますけれども、基本的に震災前の規模までであれば東京電力の賠償対象ということになっておりますので、震災前の規模を上回る方、あるいは震災前全く原木シイタケの生産をやってこられなかった新規生産の方々については東京電力の賠償を活用せずに原木を購入するといった形になりますので、資金負担といったところが大きいところでございます。そういう問題は認識しておりますし、今年度生産者の皆さんと県内4カ所で意見交換をした際にも、そういった部分について何らかの支援ができないのかというお話は頂戴しております。そうしたことがどうやれば実現できるかというところでさまざま検討を重ねてきましたし、林野庁にも伺いして、どういった形であれば国としても支援ができるのか、あるいは国、県一緒になってやれることがあるのか意見交換等をさせていただいたところでございます。

今回こういう施設整備の補助事業ということで、来年度当初予算案には盛り込ませていただいたところですが、新規参入者を初めとする方々への原木購入の支援という部分については、もう少しお時間を頂戴して、林野庁等を交えて意見交換をして、何らかの解決策が見出せないかを引き続き検討していきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 林野庁とも協議をしながら、工夫の結果としてこういった事業が出てきたということを認識いたしました。ぜひ引き続き検討をお願いしたいと思います。

あとは、原木そのものの価格が下がってこなければ、厳しいというのはそのとおりでと思うのですが、今の岩手県内の原木林の更新の状況、震災以来どのようになっているのか伺いたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 特に県南部でありますけれども、放射能で汚染された広葉樹を中心とした原木林の再生ということで、国庫補助事業を使いまして、平成26年度から伐採、再生というものを進めております。これまでに今年度の見込みも含めまして約380ヘクタールの伐採、再生が完了するということでございます。この事業については継続をして、広葉樹林、原木林の再生を進めていきたいと考えております。

それから、原木価格は平成30年春、1本当たり大体300円ぐらいの値段ということになっております。生産規模の拡大を図る、あるいは継続して植菌をしていくという中において、やっぱり原木確保が一番の課題でございますので、岩手県森林組合連合会とも連携、あるいは秋田県にも出向きまして、原木調達等の要請をしながら、今原木確保の調整を進めているところでございます。何とか今年の春、植菌する分についても、生産者が希望するものを確保できるように引き続き取り組んでまいります。

○佐々木朋和委員 今更新したのも使えるのは20年後ということになるわけですので、計画的な原木の調達ということをぜひお願いしたいと思います。

放射線の絡みで、原木シイタケのほか、山菜、野生キノコ、また鹿などの野生の肉の今までのモニタリングの状況、また出荷制限解除の見通し等をぜひお願いしたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 野生キノコ類と山菜類、2点のお尋ねということでございます。まず、野生キノコ類ですが、現在県内9市町の全品目に対して国から出荷制限指示が出されております。平成25年度以降、県で放射性物質濃度の経年変化の調査というものを継続して行っております。しかしながら、野生キノコ類につきましては、いまだ基準値を大きく上回る品目もあるということで、なかなか全体的に安定して低下傾向にあるという状況にはないと思っております。そういう意味で、まだ具体に出荷制限指示を解除するには動いていけないと思っておりますけれども、引き続き調査を行って、経年変化を確認しながら出荷制限解除の時期を見定めていきたいと思っております。

それから、山菜類ですが、これまで調査の結果、安定して基準値を下回ったことが確認されました、一関市の野生セリなど、4種4品目について出荷制限指示等を解除しております。現在8市2町、9品目に出荷制限指示等が出されているという状況でございます。山菜類につきましては、今年度低下傾向にある品目について、検査件数を大きくふやして調査を行ったところであります。こうした形で丁寧な調査をして、安定して基準値を下回るような品目が認められた場合には、林野庁等とも協議をして、出荷制限解除の手续に移行していきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 見込みがありそうだと云ったらだめかもしれませんが、注力をしてやっているということでしたけれども、今度の春に継続した調査によって出荷制限解除に向けられそうなものは、何かとは言えないでしょうけれども、見込みがあるということで認識してよろしいのでしょうか。

○大畑林業振興課総括課長 昨年春採取された山菜で低下しているものについては、今年の春採取されるものの検査件数をさらにふやして検査を行います。その結果として、大体50バクレルを全体として下回っていることが確認できれば、国に対して出荷制限解除の申請ができますので、確認できそうなものが何品目かありそうですので、それらを中心に丁寧な調査を行って、解除につなげていければと考えております。

○佐々木朋和委員 ぜひ継続してよろしく願いをしたいと思います。

次に、いわて県有種雄牛利用推進事業費についてお伺いをしたいと思います。一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、全国和牛能力共進会に向けての取り組みを含めてお伺いをしました。今般の新規事業において、高い生産能力を有する若い県有の種雄牛の凍結精液の利用促進ということでもありますけれども、これは今県中央で1種類、県南で2種類絞り込みをしたということですが、これの導入に向けて生産者側に補助などを設けるという意味なのでしょうか。中身についてお伺いをしたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 この事業につきましては、既に昨年10月にこれまで過去最高の成績であった菊福秀を超えた菊勝久がデビューいたしました。こういったすばらしい種雄牛を早期に全国に知らせるため、まずはPRの事業を一つ考えております。

それから、あわせてそういったすばらしい種雄牛を交配していただく、そのための人工授精の負担分ということを考えております。

○佐々木朋和委員 ぜひ促進していただきたいと思います。

あともう1点、今般の一般質問で、複数人から統一ブランドについての質問が出ていました。御答弁もいただいたところですが、今県としての考え方、また今後統一ブランドに向けてこういったタイムスケジュール感でやろうとしているかも含めて詳しくお話をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋流通課総括課長 肉用牛、いわて牛の統一ブランドについてのお尋ねでございます。一般質問でも御答弁をさせていただいたところでございますが、県産和牛のブランド価値を高めるという観点で、いわて牛の統一ブランドとして安定的に出荷頭数を確保して、定期的に市場にお届けするような体制が極めて重要であると考えております。現在いわて牛普及推進協議会という組織を県、市町村、農業団体、関係団体とつくっておりますが、その協議会の中で統一に向けた考え方がありますとか、今後どういう取り組みを進めていくかといったようなことを今検討しているところでございます。来年度以降、そういった取り組みを具体的に進めていけるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ということは、県としてはこの統一ブランドを奨励していくという考え方のもとに来年度から具体的に進めていくというイメージでよろしいのですか。

○高橋流通課総括課長 県だけで進めていくというものではありませんので、農業団体、そして関係の市町村、そして農業協同組合、関係の皆様方とよくそこは話をして、方向性を見きわめながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 では、部長にお聞きをしたいと思います。

今お話の中にあつた、県だけでは進められないということでありましたけれども、答弁からはどのような、前向きなのか、現状維持なのか、わかりにくかったので、ぜひお話をいただきたいと思います。宮城県は、全国和牛能力共進会に向けて統一ブランドをやって結果を出したことがありました。そういった意味では、次期の全国和牛能力共進会に向けてそういった体制も進めていくという力強い言葉、それともあるいはまだ検討段階なのか、その辺も含めて見解をお聞かせいただきたいと思います。

○上田農林水産部長 いわて牛としての統一ブランドの出荷という観点でお話を申し上げます。

その前に、岩手ブランドでのPRということに関しては、前々からやらせていただいております。いわて牛の集いに御参加いただいておりますけれども、そこでは各農業協同組合も参加の上、そういった機運を盛り上げるということでやっております。

ただ、出荷段階になりますと、やはりいわて牛として出荷していただける農業協同組合、それから地域ブランド牛のお名前をどうしても使いたいというところもございます。これは、やはりこれまで育て上げてきた地元の熱意もございますし、それから特定の団体あるいは消費者の方々と特別なきずなができているということで、そういった地域ブランド名を大事にしたいといったところもございます。県としては、統一ブランドというのはやはり魅力的だということで、そのメリット、今のいわて牛普及推進協議会等の場を通じまし

て、さまざま御説明をさせていただいておりました。ただ、そういった地域の事情もございますので、地域農業協同組合のお気持ちに寄り添いながら、統一ブランドでのメリット等もお話ししながら、今後も話し合いを進めてまいりたいと思います。

○**工藤勝子委員** 今ブランドの話がありましたけれども、例えば農業関係における岩手県の知的財産はどのくらいきちんと確保されているのか、管理状況はどうなっているのかお聞きします。

○**上田農林水産部長** 非常に広範囲な部分まで入る取り組みでございます。基本的には、試験研究機関で開発した中身の知的財産権の保護、キープして、それを活用するということに関しましては、今までも取り組みをさせていただいたところでございます。詳細な数等につきましては、今詳細なデータがございませんので、申し上げにくいのですが、農林水産企画室の中に担当がおりまして、そこで財産権の保護と活用、あるいは調整等を行っているところでございます。特に遺伝子情報に関しましては、恐らく米などでは全国で1番のデータを持っていると思います。たしか3,000種程度は持っていたのではないかと思います。これが、皆さん御存じのとおり、金色の風、それから銀河のしずくの開発に結びついたということで、非常に県としての財産だと思っております。こういったものをきちんと持って、将来に向けて活用できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○**工藤勝子委員** なぜこんな質問をしたかと申しますと、やっぱり問題は種子なのです。平成15年、私が県議会議員になる前でしたけれども、岩手県農業会議の研修会で中国に行ったのです。東京ドームみたいな大きなハウスにおいて、サニーレタスのような葉っぱの野菜を栽培しておりました。これはどこに出荷するのですかと聞いたとき、日本に出荷するという話だったのです。では、種はどうしたのですかと聞いたら、これは業者が日本から種を持ってきて、そしてつくらせたものだという話だったのです。やはり今後日本の種子という知的財産になっているものに対して、非常に高い関心を持っていると思っています。

平成20年だったでしょうか、ブラジルに移民100周年で行きました。アルゼンチンまで足を運んで、日本人の2世、3世の方だと思っていますけれども、ひとめぼれのお米をつくっていたのです。ひとめぼれは岩手県ではなく、多分宮城県の奨励品種だったと思うのですが、でも岩手県から行かれた移民の方々がひとめぼれのお米をつくっていました。本当に苦労されて銀河のしずくや金色の風をつくられた、そういう知的財産をやっばり今後しっかり管理していかなければならないという思いで質問したところです。

また、先ほど畜産の話もありましたけれども、世の中には悪い取引をする人がいて、海外に和牛の精液を持ち出そうとする人がいます。水際でとめられたということもあるわけですが、今後岩手県の持っている知的財産、特に種子についてはしっかりと管理をしてほしいと思いますが、御所見がありましたらお願いします。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** ただいま工藤勝子委員からお話があった金色の風、銀河のしずくにつきましては、10年の歳月をかけまして、そして県民の方々の

税金もいただきながらつくり上げたものだと思っています。いわば県民の財産であると思っています。ですので、保護も含めて、主要農作物種子法の絡みもありまして、法律がなくなっても途切れることなく、種子生産については責任を持ってやらなければいけないということで、根拠規範として要綱等で今動いております。

種子を守るという観点からしますと、主要農作物種子法ではなくて、種苗法という法律がございまして、ここで例えば米であれば25年間育成者権というものが守られております。つくる権利、売る権利等々が守られております。冒頭に申したとおり、県民の財産である種子、種を絶対に守らなければいけないということで、基本的な考えは変わることはありません。今回主要農作物種子法の絡みでいろいろお話はありますけれども、要領、要綱、そして種苗法、こういうものを用いながら、県民の財産は必ず守っていきたいと考えているものです。

○工藤勝子委員 ぜひそのような形でしっかり管理をして、せつかくの岩手県の財産が流出しないようお願い申し上げたいと思っています。

もう1点ですけれども、豚コレラの関係であります。岩手県にもイノシシの目撃情報が、遠野市も含めて県北まで延びている状況があります。岩手県にどのくらいイノシシがいるのかという情報はよくわからないわけです。鹿は4,000頭とか5,000頭あるいは、1万頭いるという話もあるわけですが、今回の豚コレラの原因はイノシシだと言われているわけです。これを受けて、県内の養豚業者の人たちにどういう注意喚起をしていったかということをお聞きしたいと思います。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 今回の愛知県での豚コレラの発生を受けて、本県での対応についての御質問かと思えます。まず、今回の発生を受けまして、農家、それから関係団体、関係機関等には通知をしております。また、農家には電話等で直接飼養豚の様子を伺っておりまして、異常がないことを確認しております。また、関係機関、関係団体を対象といたしまして、緊急の連絡会議を開催しまして、ここでも周知、それから情報共有、注意喚起等を行っております。

また、野生イノシシにつきましては、猟友会等に協力をお願いしまして、死亡したイノシシを発見した場合には連絡をいただいて検査をするということにしておりますけれども、現在のところ野生イノシシの検査の対象となっている個体はございません。

○工藤勝子委員 九州のほうで発生したものが岩手県では発生しないということはないわけです。豚コレラが、そもそも何からイノシシに入ったのかという原因はわからないわけでしょうか。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 今回の例に関する国の見解でございますけれども、まず国へどのようにして侵入したかということにつきまして、調査では海外の豚コレラの発生国からの旅行者がウイルスに汚染された食品を日本国内に違法に持ち込んで、家庭ごみや行楽地でそれを廃棄して、野生イノシシに感染し、養豚場の豚に感染したのではないかと推察しております。

○**工藤勝子委員** ということは、つまり海外から旅行で来た人たちが原因であると、岩手県でも起きる可能性があるわけですね。インバウンドでいっぱい来ているわけです。そういう人たちが持ち込んだ食品から、その残滓をイノシシが食べたというわけですね、簡単に言えば。この豚コレラというのは冬場に発生するものですか、それとも1年を通して発生するものなのでしょうか。

○**村上特命参事兼振興・衛生課長** 豚コレラの発生につきましては、シーズン問わず発生するとされております。

○**工藤勝子委員** シーズンを通してということであれば、これからもずっとこういう注意を払っていかねばならないという状況なわけですね。確かに私たちが養豚の施設に調査に行っても入れないのです。豚を見ることはできないです。ですから、豚舎にイノシシが入るなんていうことは絶対考えられない。今すごく衛生管理を整えて、ハエ1匹入らないような状態で飼育しているわけです。そういう中でこういうことが発生するということは、例えば餌を運ぶ車の関係だとか、その辺を菌を持ったイノシシが歩いて、それが人が歩いた靴から入ってくることも考えられるのではないかと思います。

今後も、1回注意喚起したからいいということではなくて、養豚農家の人たちに注意喚起をしていってほしいと思っていますところであります。

○**小岩農政担当技監兼県産米戦略室長** 我々も常にそのように考えております。

若干補足いたしますけれども、今回イノシシから検出されました豚コレラウイルスは、過去に我が国で発生の原因となったウイルスとは型別が違うようでありまして、海外で発生しているウイルスの型別であったということから、海外から日本に来られた方が違法に持ち込んだ、ハムや生肉など、そういうものが原因ではないかと国のほうでは推測しているものであります。

今県内に130戸ぐらいの養豚経営体がありますが、これにつきましては、豚コレラの発生のあるなしにかかわらず年1回お邪魔しまして、いろいろな衛生対策など意見交換をしておりますし、今回2回ほど会議も開いておりますけれども、その中でもむやみやたらにほかの人を入れてはいけないとか、自分たちの経営なので、水際で防ぐ努力をしてください、それに対して我々も全面的に支援しますという形で逐一情報を流しておりますし、万が一普段よりも死亡率が上がったり、あるいは異常が見られたような場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報してくださいという形で、常時臨戦態勢で臨んでおりますので、今後とも新しい情報につきましては流しながら対応してまいります。

あと不特定多数の経営体が利用する、例えば屠畜場、化製場は交差汚染が起きる非常に重要なポイントになりますから、ここにつきましても関係者の方々とは常に意見交換をしております。トータルでまず病気を入れない、これは豚コレラだけではないのですけれども、豚の病気を入れないということで、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** これは、養豚業者に与える影響も非常に大きいわけです。獣医師に与える影響も大きいという話を聞きました。本県ではありませんが、獣医師が注射か何かして

全部豚を殺処分してしまうわけです。やはり非常にかわいそうなわけですね。病気にかかっている豚だけを殺すわけではなくて、健康体でいる豚も子豚も全部処分してしまうわけですので、精神的な部分からある程度自決した人もいるという情報も捉えておりますので、殺処分しなければならない人間にまで与える影響が大きいということを捉えながら、しっかりと対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木努委員 初めに、先ほど佐々木朋和委員から肉用牛のブランドの話がありましたけれども、私も非常にいいことだとは思いますが、私の地元では前沢牛という日本一のブランドがございますので、十分生産者、生産者団体とお話し合いの上、いい方向に向けて協議をしていただきたいということをまず申し上げます。

競馬関係について1点だけ。特別開催は、3月23日から開催が決まったということで、私も少しほっとしているところではありますが、いずれまだ薬物混入の原因が特定できていないという状況での開催ですから、これは競馬組合も県も、そのあたりを慎重にやられると思いますけれども、また薬物が出るような状況は絶対に起こさないよう、しっかりやっていただきたいということを申し上げて1点だけ。14日間の開催取りやめ、この影響についてお伺いしたいのですけれども、黒字は確保できる見通しだということですが、この14日間の開催でどれだけ損失があったのか。もし通常どおり開催できていればどの程度の利益があったのかということを試算していれば教えてください。

○及川理事心得 今年度全部で14日間の開催取りやめとなったわけでございます。14日間の開催取りやめによる発売収入額につきましては、全部で27億8,400万円の発売計画を見込んでおりましたが、その収入が入ってこなかったという状況です。そのうち払戻金などによる売上原価、それを除く概算、粗利ベースでは約4億6,300万円の損失と試算しております。

○佐々木努委員 そうすると、最終見込みの3,100万円の黒字、利益プラスこの4億何がしということであれば、構成団体への返還は十分あり得たという認識でよろしいですか。

○及川理事心得 3,100万円にその4億6,000万円を足せば、約5億円になるわけですが、一方で水沢競馬場の厩舎につきましても、昨年度整備計画を策定いたしまして、整備する予定ではおりましたが、施設修繕等にも費用がかかるということで、イコール構成団体融資ということについて明言はできないのですが、それらとのバランスを考慮しながらと思っております。

○佐々木努委員 それでは、次年度の開催、今年度のような順調な売り上げになって、少しでも構成団体に返還していただけることを期待して開催を見守りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目が県産食材の地産地消について。学校給食関係でお聞きしたいと思うのですけれども、国のほうも先日、食育関係の推進計画が2021年度だったか、新たに策定をするということで、地場食材を学校給食に使うことに力を入れるということですが、県において、現在どの程度県産食材を学校給食に使われているのか教えていただいて、

推移も教えていただきたいと思います。

○高橋流通課総括課長 学校給食施設における県産食材の利用等の御質問でございます。

県内学校給食における県産食材利用の割合でございますが、平成 28 年度は 66.2%となっております。この調査でございますけれども、平成 28 年度から調査の項目に牛乳が含まれておりますので、この牛乳を除きますと 50.1%という数字でございます。前回は 2 年前の平成 26 年の調査で、前回の数字と比べますと、47.5%ということでございますので、2.6%ほど増加をしているという状況でございます。

○佐々木努委員 県として何年度にどの程度まで割合を上げていくという計画がおりなのか、それからこれまで農林水産部としてこの割合を高めるためにどういう動き、取り組みをしてきたのか、その辺の状況を教えていただければと思います。

○高橋流通課総括課長 学校給食において県産食材をふやしていくための取り組みということでございますけれども、これまで県では子供たちへの伝統的な食文化の理解も含めて、食育の観点からも県産食材の利用について取り組みを進めてきたところでございます。具体的には、栄養教諭などの職員を対象とした研修会を開催いたしまして、学校給食への食材の利用の促進を働きかけてきたところです。

また、御案内のようにいわて食財の日でありますとか、岩手とり肉の日、そして鮭の日といったような、県産食材を活用いただく日を設けさせていただきまして、その利用の促進を呼びかけてきました。

また、産地直売を活用して、学校給食も含めて県産食材の利用を図っていくといった取り組みにつきましても、その仕組みづくりをそれぞれの状況に合わせた中で支援をしてきたところでございます。

数値でございますが、県として数字は持ち得ておりませんけれども、できるだけ高い値で県産食材を利活用できる姿を目指して、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○佐々木努委員 国の計画ですと、国全体では 2017 年が 26.4%、これを 2020 年には 30%にするということなのですが、それを考えれば岩手県はかなり高いということで、非常にいい取り組みだと思いますが、まだまだ岩手県では生産できない食材もありますから、100%というのは無理だというのはわかりますけれども、確実に岩手のものを食べてもらえるというのは学校給食であり、それから食育の観点からも、それから郷土愛を育むためにも、やはり県産食材を優先的に子供たちに食べてもらう、しかも安全ですから、そういうものはこれから農林水産部としても積極的に取り組んでほしいと思います。

あわせて、これは農林水産部ではないかもしれませんが、米飯給食が現在どの程度の割合になっているのか、もし数字を持ち合わせていたら教えていただければと思います。

○高橋流通課総括課長 米飯給食の状況ということでございますが、県内の学校給食における平成 30 年度の米飯給食の実施回数でございますが、これは加重平均ということで教育

委員会から伺った数字であります、週4回という数字でございます。全国平均が週3.5回とお聞きしておりますので、その数字は上回っている実施状況と認識しているところでございます。

○佐々木努委員 この米飯給食に使われる米も県産米だと理解しています。今から4年前ですか、平成26年の決算特別委員会のときに、ちょうど上田部長が流通課の総括課長であったときに質問させていただいて、当時は米飯給食が3.7食だったと思っております、やはり5.0食にするぐらいの気持ちで取り組んでほしいという話をいたしました。上田部長からは、栄養教諭の研修会等でさまざまお話をさせていただきながら回数をふやしていくよう努力しますという御答弁をいただいて、その結果が今4.0食まで上がってきたのではないかと考えているわけでありまして、今県内の米飯給食の実施状況の資料を持っているのですけれども、週3回から週5回までさまざまあるわけでありまして、その平均が4.0食ということだと思っておりますが、週5回米飯給食のところは実は32カ所もあるということですので、週5回にすることは不可能ではないと思っております。そういう取り組みを実際しているところもあるということがわかりましたので、これから農林水産部だけでなく教育委員会の取り組み次第では、今本当に米をいっぱい食べてもらいたい子供たちに対して、給食という食育の場を通して岩手の米を食べてもらうことにつなげるチャンスではないかと思っております。おいしい米も今岩手県から出ておりますので、もう少し農林水産部でここに食い込んで、教育委員会と一緒にこの取り組みを進めてほしいと思うわけですが、当時の私の質問を踏まえて現在の部長の思いを伺いたいと思っております。

○上田農林水産部長 今から4年前、質問を頂戴いたしました。当時は、委員がおっしゃるとおり、本県の場合は3.7食でございました。全国的なデータが当時ありまして、あのときは全国トップが4.0食であったと記憶しております。ですから、その水準に今は届いているということでございます。中には、もう週5回出している学校も幾つも出ているということでございます。

ただ、教育委員会の方々とお話もさせていただきますが、学校給食の場合には単価というものがあって、その中でより栄養価がすぐれて、おいしいものを子供たちに食べさせるということがあって、県産米だけということになると、難しい面があるというお話は当時お聞きしました。ただ、3.7食から4.0食と、4年間の間でアップしたということは、教育委員会でも、あるいは実際におつくりになる市町村でも意識が高まったと感じているところでございます。そういった難しいところがございますけれども、教育委員会と連携をとりながら、米飯給食での県産米の利用拡大にぜひ取り組んでいきたいと思っております。

○佐々木努委員 子供に米を食べさせるというのはすごく大事なことで、例えば米を食べる機会が、学校以外にはない子供も最近ふえていくと聞くわけですね。朝はパンを出されて、夜は麺類を食べるとか、そういう子供がふえてきて、では一体子供はいつ米を食べるのかというと、学校給食しかないという家庭もある中で、栄養価の高い、しかも安全でおいしい米を給食に出して、子供たちにいっぱい食べてもらって、将来大人になってもずっと米

を食べ続けてもらうということが最終的には消費拡大につながると思うので、ぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。

最後の質問は、繁殖雌牛の増頭対策についてでありますけれども、先ほど佐々木朋和委員からも全国和牛能力共進会に向けて、畜産振興、肉牛の確保、頭数の確保が必要だという話もありました。私もそう思います。九州が全国和牛能力共進会で強いのは、技術がすぐれているよりも、頭数が多いからだと思っています。10 頭の中から1頭を選ぶよりも、100 頭の中から1頭選ぶほうが、これは当然いいものが選出できるということですから、頭数が多ければ多いほど有利に働くと思います。やはり増頭というのはこれからいい牛をつくっていくためには必要だと思うので、この対策を頑張ってもらいたいと思いますし、それから今子牛が本当に高く、肥育農家は大変な状況です。赤字覚悟で高い牛を買わないと、頭数をそろえられないという肥育農家もいらっしゃるし、事故があれば本当に大変なことになると思っていますので、子牛が高いというのは繁殖農家にとってはいいことかもしれませんが、全体的に今バランスが崩れていますので、ある程度の適正な価格に戻すには増頭対策しかないと思います。現在の県内の繁殖雌牛の頭数はどのようになっているのか、ここ数年の推移も含めてお知らせいただければと思います。

○菊池畜産課総括課長 県内の繁殖雌牛の推移ということでございます。直近、平成 30 年 2 月 1 日現在の国の畜産統計では 3 万 2,400 頭になっております。この頭数につきましては、平成 27 年 2 月に 3 万 2,800 頭で、その翌年、平成 28 年 2 月 1 日は 3 万 2,100 頭で落ちたのですが、それ以降ふえているということで、平成 29 年 2 月 1 日は 3 万 2,300 頭、そして平成 30 年 2 月 1 日は先ほど申し上げたように 3 万 2,400 頭ということで、着実に増加しております。

○佐々木努委員 県として、将来的にどのぐらいまで頭数をふやしていきたいとお考えなのか、お聞きします。

○菊池畜産課総括課長 県では、向こう 10 年間の頭数、あるいは生乳生産量、そういったものを目標策定しております。それは、平成 28 年 3 月に策定した岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画というものでございます。目標年度でございますが、平成 37 年度を目標にしております。肉用の繁殖雌牛につきましては 3 万 3,900 頭という目標になっております。

○佐々木努委員 去年から今年にかけて頭数がふえたというのは、県あるいは市町村、生産者団体の方の取り組みの成果だと思いますけれども、今どこの県も畜産クラスター事業などを使って、一生懸命増頭を図ろうとしている中で、九州がさらに頭数を伸ばしているという記事を新聞で見させていただいて、特に宮崎県では 4 年間で単協で 1,400 頭ふやしたという実績もありますし、宮崎県全体ではここ 5 年で割合で計算すると 7,000 頭ぐらいふえたはずです。そういう取り組みをしている県がやはりあるわけでありまして、そういうところが岩手県とかいろいろな県に行って、繁殖素牛を購入して、ふやしているということですから、やはり岩手県としても負けられないように、年に 100 頭ふやせばいいみたいなことではなく、岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画ですと 1,400 頭これからふやす

ということになると思いますけれども、単協でそれぐらいふやしているところもあるわけですから、この計画にこだわらないで、ふやせるだけふやすという取り組みをしていただかないと、これからの岩手県の肉牛生産が大変なことになるのではないかと思います。そうでなくても今外国からどんどん、T P Pの関係などもあって牛肉がいっぱい入ってきている状況の中で、やっぱり安定的な供給ができるような県の肉牛生産体制にしておかないと将来はないと思います。ぜひこれからもっともっと予算も知恵もつぎ込んで、増頭対策を進めてほしいと思うのですが、新年度以降どういう事業を行っていきたいと思っていच्छやるのか。それから、その先、総合計画の10年間の中で、どういう取り組みができればいいと考えていच्छやるのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 まずは、県内に8カ所キャトルセンターというものがございます。このキャトルセンターにつきましては、繁殖農家の方がみずから牛舎をつくるのではなくて、そこに預けることによって規模拡大できるという施設になります。現在この八つで、大体1,640頭ほどを受ける能力がございますので、現在8割ぐらいの実績でございます。これをさらに高めながら、まずは既存の牛舎を増築しない中で、そういうものを使いながら規模拡大することを進めてまいりたいと思っております。

さらに、畜産クラスター事業を活用しながら、増頭意欲のあるかなり若い方々の組織がありますので、そういった方々を中心に施設を整備して、加えて優良繁殖雌牛の導入につきましても県単独の事業がございます。さらに、a l i c——独立行政法人農畜産業振興機構という団体の事業もございます。こちらで今年度も500頭ほどの実績になっておりますので、こういったものを有効に使いながら、牛も導入支援をしながら、まずはそういう部分を拡大していく。

加えて、あとは生産性の向上に向けても県内のサポートチームがございますので、こういったチームを使って、繁殖成績の向上、さらには子牛の損耗事故、そういったものを防ぎながら生産効率を高めていくということで、いずれそういったものを総合的に積み上げながら、九州にも負けられないように頑張ってみてまいりたいと思っております。

○佐々木努委員 先ほど触れたのは、宮崎県のJ A宮崎中央という農業協同組合の取り組みで、ゼロからスタートする方々に対してもJ Aが牛舎を貸して、1頭当たり年1万5,000円ぐらいで貸して、大体50頭規模で飼育をするというスタイルをとって、4年間で1,300頭増頭したということで、これはJ Aの考えも確かにあることですから、県が直接やることではありませんけれども、こういう取り組みに多分県とか市町村も加わってやっているのだと思いますから、ほかのそういう動向を注視していただいて、ぜひJ Aの指導なり、市町村と一緒にこういう構想を考えたりすることによって、新たな事業の展開を進めてほしいと思いますので、よろしくお願いします。部長からこの辺のところのお考えがあったら聞きして、終わりたいと思います。

○上田農林水産部長 本県の畜産振興、それから特に肉用牛等、牛の関係というのは、幅広いところでかかわっている方が多いですし、裾野が広くて、そして重要なところであり

ます。今後とも重点的に取り組んでまいりたいと思います。

○吉田敬子委員 一つは、質問に入る前に、先ほど佐々木努委員からも県産食材の学校給食のお話がありましたけれども、かなり昔に取り上げたことがあるのですが、盛岡市では今までは都南地域のみ中学校の学校給食がありました。来年度は旧盛岡市でも中学校の学校給食が始まることになりましたので、ぜひ県からの指導といいますか、県産食材をいっぱい使ってもらえるようお願いをさせていただきたいと思っております。以前農林水産委員会で、米飯給食の回数を何とか上げられないのかというお話をさせていただいたときに、子供たちがパンを好むこともあるというお話をその当時はされていたのですが、今米粉でできるパンというのもあつたりするので、現場の皆さんはそういう工夫もされながら米飯給食の回数に反映されているのかどうかちょっとわかりませんが、現場の栄養士などの工夫というのがあると、米飯給食というのはもっと進むのではないかと改めて思っていますので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

質問に入りますが、先ほど工藤勝子委員からは知的財産の件でお話がありましたけれども、そこに関連するのですが、在来種の農産物、例えば盛岡市だと玉山地区で黒豆をつくっていたり、都南地区では在来種のカブがあるのですが、そういった在来種の数、県内にどのくらいあるのかをお伺いしたいと思っております。それ自体が先ほどの千何個という知的財産に入っているものなのか確認したいのと、在来種の生産者の数というのはどのくらいかというのを把握されているのかお伺いしたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 県内で生産されております在来種というものはもともとその地域で代々種をとられて食べるものであるとか、あるいは地元の種屋が要するに頼んで種をつくっているなどたくさんございます。したがって、農家がとっているものもありますので、品種の数とか、代表的なものは幾つか挙げることはできるのですが、正確な数はわからないというのが正直なところです。

先ほどの知的財産ですが、種苗法に基づいて登録されたものが権利が保護されるということになっておりますので、いわゆる在来種を含めて登録されていないものについては適用外ということになります。

○吉田敬子委員 昨日の菅野ひろのり議員の一般質問で、いろいろ議論があった中で、長野県の条例の話をしていましたときに、長野県は在来種までもしっかり条例で守るという質疑を聞いて、私も認識したのですが、岩手県では在来種がたくさんあるのはわかるのですが、岩手県らしさというか、岩手県独自といいますか、岩手県として守っていかなければいけないという野菜といいますか、在来種というのは、余り県としては認識されていないということではよろしいのでしょうか。

○菊池農産園芸課総括課長 昨日の菅野ひろのり議員の質問の中に、長野県が種子条例をつくるに当たって、主要農作物以外に在来種も含めた形で検討しているというお話がございました。長野県につきましては、在来作物の認証制度というのがございまして、長野県独自にそういう在来作物、品種を守っていくという取り組みをしております、それも種

子条例の中に入れることを考えているということでございます。

本県は、例えば安家地大根や遠野市の暮坪かぶなどの、特産物、地域で守っている在来の作物はありますけれども、その先へ踏み込んだ取り組みにはまだ至ってなくて、今後はそういった他県のところもいろいろ勉強させていただきながら考えてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 先ほど小岩農政担当技監兼県産米戦略室長から保護していくというお話もありましたけれども、岩泉町の安家地大根も、私も盛岡市内で買えるときがあれば、そのまま食べても甘くておいしいので、真っ赤な大根ですけれども、やはり在来種という部分でも県としてそういう認証なども含めて保護というか、支援していく必要があるのではないかと改めて思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○小岩農政担当技監兼県産米戦略室長 知的財産の関係も含めて長野県が今考えているように、岩手県でも県民の財産であるのだから守っていくことをすべきではないかというお話がありました。これに関しましては、一例申し上げますと、これまで、全ての品目ではないのですけれども、二子いもやいわて牛、いわて短角和牛など、地域団体商標のような形で守ることはずっと取り組んできておりますし、そういう精神は持っておりますので、今後いろいろ勉強していきたいと思っております。

○吉田敬子委員 最後に、森林公園についてお伺いしたいのですけれども、1月の閉会中の委員会で、滝沢森林公園に伺いまして、入場者数のカウントの仕方が、これはまずいのではないかという、共通の認識を多分委員全員が持たれたと思います。滝沢森林公園では12時から13時までの間に駐車場に停車している台数を森林公園の利用者としてカウントしているということを伺いました。岩手県には滝沢森林公園以外に五つの森林公園がありますけれども、利用者のカウントの仕方についてお伺いしたいと思います。

○久慈森林保全課総括課長 先ほど言われたとおり、森林公園のカウント方法につきまして、森林公園には施設が必ずございます。滝沢森林公園ではネイチャーセンター、いわて県民の森ではフォレストアイと木材工芸センター、あと折爪岳と千貫石と大窪山につきましてはもりの学び舎という施設がございます。ですから、まず施設の利用者について数えまして、そのほかに野外だけ利用して帰られる方もおられるということで、野外の観察者を一人一人数えるのが本当は一番いいわけですけれども、それがなかなか難しいということで、滝沢森林公園の場合は12時から13時までの、水辺の広場というところに駐車場がございますけれども、その駐車場の台数に、ある係数を掛けて野外利用者数を推計するという形になっております。

ほかの森林公園につきましても、おおむね同じような形で、12時から13時という決まった時間に数えるということをしているのは滝沢森林公園だけで、あとは管理人の方が見回っている任意の時間にカウントした駐車場の台数にある係数を掛けて推計するという方式を使っているところでございます。

○吉田敬子委員 実際に人口減にもなっているもので、利用者数が減少するのは若干いたし

方ないところがあると思うのですが、一方で森林公園を活用していただきたいという思いから、どういう方が利用しているのかというのを、例えばフォレストアイだとか、もりの学び舎というところは実際にわかるわけですね。数と利用者の年齢層なのか、家族なのかというところ。今後、いただく指標などは、そういう形でいただいたほうが、森林公園を今後どうしていかなければいけないか、議員としても考える指標になるので、統一するのも少し難しいのかもしれないのですが、どこの層を狙うのか、県民全員に来てほしいですが、ここは家族層が来やすいとか、ここはもしかしたら年齢の高い方が来やすいなどということがある程度わかったほうが今後にもつながると思っていますので、その点でちょっと所見を伺いたいと思います。

○久慈森林保全課総括課長 委員おっしゃるとおりだと思います。確かにネイチャーセンターでも、当然来館者というのは見えるわけですので、それが男女だったり、お子様だったり、家族連れだったりということはある程度把握できるかと思うのですが、今のところはそれを記録するような方式にはなっておりません、単に数だけ数えるような方式になっております。確かに利用者をふやす意味で一体どのような層を狙うのかとか、例えば滝沢森林公園であれば公共交通機関の利用もできますし、あと大窪山森林公園になりますと自家用車での利用しかできないという形になっておりますので、そういった利用動態などもいろいろあるかと思っていますので、そういった分析というのは今後森林公園を考えていく上では必要になるかと思っています。こういったやり方がいいのか、研究してまいりたいと思っています。

○名須川晋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。